

令和 6 年 9 月定例会 総務常任委員会記録

令和 6 年 9 月 13 日（金）

令和 6 年 9 月 18 日（水）

令和 6 年 9 月 27 日（金）

令和 6 年 9 月 30 日（月）

令和 6 年 10 月 2 日（水）

場所：鳥栖市議会 第 1 委員会室

目 次

令和 6 年 9 月 13 日（金）		7 頁
令和 6 年 9 月 18 日（水）		45 頁
令和 6 年 9 月 27 日（金）		53 頁
令和 6 年 9 月 30 日（月）		113 頁
令和 6 年 10 月 2 日（水）		153 頁

令和 6 年 9 月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 13 日（金）	審査日程の決定 政策部審査 議案乙第19号、議案甲第24号 〔説明、質疑〕 報告（総合政策課） 地域おこし協力隊への取り組みについて 〔報告、質疑〕 総務部審査 議案乙第19号 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第19号～第21号、議案甲第26号 〔説明、質疑〕
第 2 日	9 月 18 日（水）	現地視察 九州龍谷短期大学用地（村田町） 次期リサイクル施設用地（立石町、みやき町香田地区） 自由討議 議案審査 議案乙第19号～第21号、第26号 〔総括、採決〕

第 3 日	9 月 27 日（金）	審査日程の決定 政策部審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 報告（総合政策課） 公共施設等総合管理計画の進捗状況について 第 7 次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和 5 年度 指標実績について 〔報告、質疑〕 総務部（総務課・財政課）、議会事務局審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室・選挙管理委員会 事務局・監査委員事務局審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 報告（庁舎建設課） 鳥栖市新庁舎整備事業スケジュール 〔報告、質疑〕
第 4 日	9 月 30 日（月）	市民環境部審査 議案乙第27号～第29号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 2 日（水）	自由討議 議案審査 議案乙第27号～第29号 〔総括、採決〕

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 6 年 9 月 13 日付託〕

議案乙第 19 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）〔可決〕

議案乙第 20 号令和 6 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案乙第 21 号令和 6 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案甲第 24 号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第 26 号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例〔可決〕

〔令和 6 年 9 月 18 日 委員会議決〕

〔令和 6 年 9 月 27 日付託〕

議案乙第 27 号令和 5 年度鳥栖市一般会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 28 号令和 5 年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 29 号令和 5 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について〔認定〕

〔令和 6 年 10 月 2 日 委員会議決〕

2 報 告

地域おこし協力隊への取り組みについて（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について（総合政策課）

第 7 次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和 5 年度指標実績について（総合政策課）

鳥栖市新庁舎整備事業スケジュール（庁舎建設課）

3 その他

なし

令和 6 年 9 月 13 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課長補佐兼都市デザイン係長兼施設調整係総務主査兼流域治水対策係総務主査
中垣秀隆

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課DX推進係長 小森俊介

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課防災対策監 村上敏章

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務課防災係長兼流域治水対策係総務主査 前田良介

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 平島隆臣

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民環境部次長兼保険年金課長 佐藤道夫

保険年金課健康保険係長 宮田昭江

市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長 増田義仁

環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第24号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

地域おこし協力隊への取り組みについて

〔報告、質疑〕

総務部審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第19号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

議案乙第20号令和 6 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案乙第21号令和 6 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案甲第26号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時32分開会

中村直人委員長

これより、令和6年9月定例会の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案3件、甲議案2件です。

審査日程につきましては、本日13日に政策部、総務部、市民環境部の順に関係議案の審査を行いたいと思います。

17日は休会。

18日は現地視察、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思います。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

現地視察につきまして、委員の皆様からどこか視察に行きたいという御希望があれば本日の終了までにお知らせをいただきたいと思いますと思うんですが、よろしいでしょうか。

もし、ないということであれば、18日は現地視察を行わず、自由討議、総括、採決とすることについて御確認をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

現地視察につきまして、以上のとおりとさせていただきたいと思います。

それでは、執行部準備のため、暫時休憩します。

午前10時33分休憩



午前10時37分再開

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

政策部

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

政策部関係の議案は、議案乙第19号及び議案甲第24号であります。

それでは、議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

執行部の説明を求めます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当総務常任委員会関係分について御説明いたします。

資料は、総務常任委員会資料、政策部関係を御覧ください。

2 ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入18万円につきましては、令和5年度鳥栖地区
広域市町村圏組合負担金のうち、組合運営費に係る返還金の受入れに伴うものでございます。

続いて3ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 9 企画費、節 12 委託料 49 万 5,000 円につきましては、委員会資料の 4 ページと 5 ページを併せてお願いいたします。

本年 2 月に九州龍谷短期大学閉学の公表がなされ、学校法人佐賀龍谷学園より、閉学後の大学敷地を本市に譲渡したい旨の打診がございましたことから、将来的に本市が大学用地を取得することになることを想定いたしまして、あらかじめ当該用地全体の不動産鑑定評価を行うものでございます。

なお、当該用地の面積につきましては、約 11 ヘクタールでございます。

委員会資料 5 ページに敷地形状が分かる地図を掲載しております。

以上、議案乙第 19 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）中、当総務常任委員会関係分についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

松隈清之委員

九州龍谷短期大学敷地不動産鑑定評価業務ですけど。

こちら約 11 ヘクタールということですが、いわゆる価格っていうのは、面積、要件——大体、面積でしょうけど。どういう基準で、この 49 万 5,000 円っていう根拠になっているのか。

中垣秀隆総合政策課長補佐兼都市デザイン係長

物件を大学敷地全体の面積を評価対象といたしまして、不動産鑑定士から見積りを取った費用になっております。

松隈清之委員

図面を見ても分かるように、グラウンドとか建物が建っているところというのは大体、評価しやすいと思うんですけど。この西側というんですか。これは、ほぼ山林ですよね。

こういうところの評価の仕方というのか、僕は専門ではないですけど、意外と安いという気がしたんですよ。

だから、この山林についての評価というのは、それほど難しくないってことなのかな。

複数見積り取られてると思うんですけど。

大体どこもこれぐらいの金額で出てくるんですか。

見積りだから複数取って、この金額を出されているのかなと思うんですけど。

中垣秀隆総合政策課長補佐兼都市デザイン係長

最低の価格が 49 万 5,000 円になります。

松隈清之委員

そのほかには幾らぐらい出ていましたか。

中垣秀隆総合政策課長補佐兼都市デザイン係長

50万円以上にはなるかと思います。

覚えておりませんで、申し訳ございません。

江副康成委員

不動産鑑定の件ですけれども、いいですか。

用地の不動産鑑定という形で、議論の中で更地で返すとかいう話もあったみたいで、そんなところの用地でも、上ものがあるような用地も含めて、こういった形の鑑定をしていくのかという流れを教えてもらえないかなと思って。

用地だけの鑑定なのか、建物とかも考慮するのか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

当該用地全体の用地のみの鑑定をお願いしております。

江副康成委員

用地のみというと、建物があった場合には、用地の価格というのは下がるのではないですか。普通はですね。

現状の用地の価格というか。不動産鑑定の仕事で、こういった形でやるかというのは質問の項目にないのかもしれませんが。

何を言いたいかというと、更地で鳥栖市が買い戻すというようなことになってるのかどうかということを確認したかったんです。

松雪努政策部長

先日の中村委員長の御質問の時にもお答えをいたしましたけれども、まだ、その用地の鑑定も出ていません。

向こうから打診がございまして、我々もそれを受けて、用地の価格とか、用途は何にしたらいいいのかとかいう検討はあらかじめ行っておりますが、まだ具体的な協議には入っておりませんので、これからの協議のための我々の材料を今、用意するということでございますので、我々としては、この間もお答えしましたが、更地を前提として協議を今始めているところでございます。

江副康成委員

土地を龍谷短大が購入するときにいろいろとお約束とかあるでしょう。

そのときに、大学用地として使うことになったら更地で鳥栖市に譲渡するということなくだりがあるのかないのかということです。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

江副康成委員

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

江副康成委員

龍谷短大の講堂というか、私から見るとあそこも立派なもので、何かに使えるんだったら体育館とかスポーツ施設に使えるだろうなと、そういうことも考えながらです。今回、更地の評価は別にいいです。

中村直人委員長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

~~~~~

中村直人委員長

– 16 –

山本英規政策部次長兼情報政策課長

御説明は、鳥栖市議会定例会議案により御説明いたします。

改正の理由といたしましては、児童手当法の一部改正に伴うものでございます。

改正条例の施行日につきましては、改正児童手当法の施行日と同日の令和 6 年10月 1 日と  
しているところでございます。

中村直人委員長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

報告（総合政策課）

中村直人委員長

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

**小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

それでは、議案外報告といたしまして、地域おこし協力隊への取り組みについてを御報告いたします。

議案外報告資料の2ページを御覧ください。

地域おこし協力隊は、3大都市圏または政令市などの都市地域から地方へ生活の拠点を移された方を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、隊員は、おおむね3年間居住し、地域おこし支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組でございます。

資料中ほどの、地方財政措置についてでございますが、この地域おこし協力隊に取り組むに当たりましては、隊員の募集等に要する経費や、活動に要する経費等に関しまして、特別交付税の措置が受けられることとされております。

資料右下の部分の表を御覧ください。

地域おこし協力隊の隊員数、取組自治体の数につきましては、平成21年度の創設時には、全国31団体89人で始まりましたが、令和5年度では、1,164団体7,200の方が隊員として活躍されております。

政府は、この隊員数を令和8年度に1万人に増やすという目標を掲げておりまして、この目標の達成に向け、地域おこし協力隊の取組の強化を行うとされております。

一方、佐賀県内における隊員数は、51人となっており、これは全国の中でも少ない人数となっております。

このことを受けまして、県では、県と県内20市町で構成する地域おこし協力隊導入プロジェクト推進協議会を設立し、県を挙げて、地域おこし協力隊員の増加等に向けた取組を推進していくこととされたことから、鳥栖市といたしましても、今後、地域おこし協力隊の活用策について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、議案外報告の御説明を終わります。

**中村直人委員長**

この際ですので、委員の皆さんから何か確認したいことなどありましたら、お受けしたいと思います。

**池田利幸委員**

この地域おこし協力隊、結構すばらしい活動だと思うんですけど、ちょうど1か月ぐらい前かな。テレビで特集されてるのを僕見まして、鹿児島県が結構先進的に取組をして、協力隊を入れてやってますと。

ただ、この協力隊の人たちがやってることが地域だったり農業関係っていうので、理解が

なかなかなくて、最終的に、定住せずにこの期間を前倒しして帰ってしまうとかという現象が起きているのをテレビで見たんです。

要は、地域おこし協力隊を県とか鳥栖市で取り組みます、提携してやりますとしても地元の方々の協力というか、地域おこし協力隊に対する意識、知識。こういうふうでやってます、こういうことをやります、それで一緒にやりましょうという協力体制がないと、どうしても成功してないみたいなんですよ。

今から取り組みます、検討していきますっていう中で、そういう来てもらうっていうところと、来てもらった人たちが活躍できる場所をどういう環境をつくろうと鳥栖市として考えているのかっていうのが物すごい大事な取組になると思うんですけど、そこはどう考えてやっていたらっしゃるんですか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

池田委員がおっしゃいますように、いい方に来ていただいて、地元とうまく回ってという成功事例は全国各地にある中、なかなか地元とうまくいかずとか、業務とのミスマッチが起きて、任期途中で辞められるっていうケースが全国的にも多発してるっていう情報は、私どもとしても把握しているところでございます。

本市が地域おこし協力隊で、今後、取組の検討を進めていくに当たりましては、どういった目的のニーズに対して、地域おこし協力隊が活用できるのかも含めて、慎重に検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

#### **池田利幸委員**

違うところから来てもらうっていうことで、新しい見方や鳥栖以外の知見というのを持ってきてもらう。それは物すごい大事なことで、活性化として今から必要な部分。

要は、それをどう受け止められるかっていう部分と協力できるのかっていうのが絶対的に大事だと思いますんで、せっかく来てもらうっていうことを検討するなら、しっかりと活躍してもらえる場所、環境をつくるっていうのをやるのはもう行政がやるしかないと思いますんで、その辺はどうぞよろしくお願いいたします。

#### **永江ゆき委員**

導入のスケジュールとか予定とかがあれば教えてください。

#### **小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

今後のスケジュールにつきましては、これから検討を進めていくこととしておりますので、まだ未定でございます。

#### **松隈清之委員**

制度を少し確認したいんですけども、活動期間がおおむね1年以上3年以下ってなってるんですけど。

地域おこし協力隊個人の活動期間っていうことでよろしいですか。

**小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

そのとおりでございます。

**松隈清之委員**

そうすると、隊員数って今7,200人っていうふうになってるんですけども、当然3年以上経ったら隊員じゃなくなっていくわけじゃないですか。

ということは、そのときに隊員として活動してある方が、令和5年度で7,200人いらっしゃるという理解でよろしいですか。

**小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

そのとおりでございます。

**松隈清之委員**

そうすると、恐らく延べ人数でいくと相当の方がこれまで来られて、このデータが正ければ、そのうちの65%が同じ地域に住んでおられるっていうことなんですよ。

事業としては、13年ぐらいになるのかな。

今、池田委員が言われたように結構いろんな過去の事例とかデータがあると思うわけです。それで、先ほどどんなニーズがあるのかとかって言われたんですけど、多分、行政の想定するニーズで考えていては駄目な事業だと思うんです。そういう視点がなかったねとか、逆に。

だから、いろんな成功してる事例とか失敗してる事例とか見ていただいて、いつから始められるか分かんないですけど、せっきゃくこれだけの年数と数があるから、事例は豊富だと思うので、ぜひ、逆に行政側の先入観とか型にはめないでこの方々をサポートしていただきたいなと思うのと、こういった方々は、移住してからでもできる仕事をされている方が多いのかということですよ。この数は延べだともっと増えると思うんですけど、こういった方が来られているのかとか調査されたことはありますか。

**小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

隊員としてお越しいただく方々につきましては、年代が20代とか30代とか若い人たちが中心でございます。例えば、隊員として活動すること自体が自分のライフワークとして生活の中心としていきたい人たちとか、地域への関わりを深めた上で、その地域と一緒にあった仕事を今後つくっていききたいといった方々が他市事例、他県の事例から見受けられます。

**松隈清之委員**

しかし、少なくとも地域おこし協力隊という事業としては3年ですよ。3年以下。だか



再開いたします。



議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

執行部の説明を求めます。

資料に戻りまして、続きまして、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、

節1 財政調整基金繰入金、マイナス2億327万5,000円につきましては、令和6年度当初予算及び6月補正予算等で財源調整のために、財政調整基金を繰り入れておりましたものを、繰越金の補正や地方交付税等の増があったことにより繰り戻すものでございます。

次に、款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、9億6,804万8,000円の補正につきましては、令和5年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の3ページに繰越金の詳細について書いております。

歳入繰越と歳出繰越を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた金額が9億6,804万9,000円ということでございます。

これにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業や住民税非課税世帯等臨時給付金などをはじめとした国庫支出金、県支出金を約2億円超過して収入していることなどから、繰越金が増額となっております。

続きまして、資料の3ページめをお願いいたします。

款23市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料の5ページから8ページめと合わせて御覧いただきたいと思います。

まず、款23市債、項1市債、目5土木債、節1道路橋梁債、350万円につきましては、道路改良事業の補正に伴うものでございます。

続きまして、節2河川債730万円につきましては、河川浚渫改良事業の補正に伴うものでございます。

次に、目7教育債、節1小学校債2,400万円につきましては、老朽化による旭小学校大規模改造事業及び若葉小学校屋内運動場を増築し、体育倉庫及び防災倉庫を設置する事業の補正に伴うものでございます。

最後に、目9臨時財政対策債、節1臨時財政対策債300万円の増額につきましては、普通交付税の額の確定に伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、歳出を説明いたします。

4ページ目をお願い致します。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節24積立金につきましては、退職手当基金積立の補正でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

続きまして、目12財政調整基金費、節24積立金、5億円につきましては、令和5年度繰越

額の確定に伴い、財政調整基金へ3億円、減債基金へ2億円の積立金の補正でございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の4ページをお願いしたいと思います。

財政調整基金につきましては、令和6年度9月補正後現在高、約38億9,000万円。

減債基金につきましては、約34億1,000万円となる予定でございます。

以上で、議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）総務部関係について説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、5ページをお願いいたします。継続費精算報告でございます。

款9消防費、項1消防費、防災設備移設事業で新庁舎建設に伴い消防防災無線関係機器の移設工事費でございます。設備移転を令和4年度から令和5年度に実施したものでございます。

以上で、継続費精算報告書の説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

4ページの退職手当基金積立金ですけど、あまり記憶にないですけど、いつもこれぐらいの額を積み立てていましたか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

今回積立てを行う理由といたしましては、定年の段階的な引き上げによりまして、今後退職手当の支給が年度間で増減することが見込まれるため、年度間の財政調整を行うことで退職手当の支給に要する財源を安定的に確保する意味合いもありまして今回積み立てたということでございます。

#### **松隈清之委員**

タイミングというか繰越金が確定したタイミングあたりを狙ってなのか分かんないですけど、あらかた、将来的に、最終的にどれくらいの方がどれくらいで辞められるのか。

もちろん、その前に辞められる方もいらっしゃるでしょうけど、大体想定とかっていうのはあると思うんですよ。

そうすると、いつもタイミング的にはこのぐらいのタイミングで、退職手当の基金を積むのか、もう当初から、あらかた今後の想定ができてくるんで、積んでいくのかっていう考え方としてはどうなんですか。

#### **古賀庸介財政課長**

積立てへの考え方と積立てのタイミングについてですけれども、総務課長が説明をさせていただきましたように定年の延長もあり、今後、一定の退職金が大きな額で続くものというふうに――これは役職定年で考えますっていうことですが――想定をしております。

今回繰越金の確定のタイミングで、地方財政法の2分の1の積立て、切上げはしておりますが、繰越金の半分の繰上げで、財政調整基金と減債基金に5億円を積立てをしております。

今回、その残余について1億6,000万円ございましたので、今後の退職手当の負担も念頭に置きながら、今回はこの残余の部分を退職手当基金に積み立てていきたいと思っておりますし、今後も、決算の時期、あるいは3月末までの補正の状況を見ながら、財政状況を見ながら、積立てを9月補正以降でもやっていきたいというふうに考えております。

#### **松隈清之委員**

もちろん、そのときどれだけ積み立てられるかという状況もあると思うんですけど、でも逆に必ず要りますよね。

だから、今回はこれだけ残ったからというのものもあるんでしょうけど、やっぱり当初から計画的にあらかた積んで、今年度は、繰越金で余裕があるから、さらにとかという感じでいくべきなんじゃないか。

もちろん当初はあるんでしょうけど、あらかた目標額みたいな、将来的な推計を見ながら、前に辞められたりとか多少狂うこともあるんでしょうけど、余裕を持ってたほうがよくないですか。

前も退職金基金で、想定よりも早く辞められて補正を組んだことありましたよね。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

昨年度が退職予定で考えていなかった部分でお亡くなりになる方が出た部分がありまして、予備費を使わせていただいて対応させていただいたところになります。

今後は退職手当を積み上げていくところが、今年度60歳を迎えられる方が定年延長で62歳で定年になられる予定があるんですけれども、その場合は選択が色々できてまして、定年前再任用ですとか、61歳の時に定年を検討することもできます。そのような時期が65歳まで2年に1歳ずつ定年が延長になりますので、令和14年までそういう時期を迎えるような形になります。

今後でいいますと、今年度で60歳を迎えられる方が15名程度いらっしゃるということと、今後もそのようなタイミングがあって定年を迎えられる方が多い時期もありますので、そういうことも踏まえまして、今回こういう形を取らせていただいております。

#### **松隈清之委員**

恐らく、非常に計画が立てづらくなりましたよね。

計画が立てづらくなったから、もう要るものとして、当初から積んだらいいんじゃないかなと僕は思ってるんです。

余ったら、また別にいずれ使うものだから、後で調整して行けばいいと思うんですけど、働き方の選択肢が60歳以降とか65歳までの間が、今までとは違うような気がするんです。

非常に退職金に対して流動的な需要が発生する可能性があるので、やっぱり余裕を持ってというか、積んでいく方向でいくべきなんじゃないかなと御意見だけ申し上げておきます。

#### **小柳秀和総務部長**

御意見ありがとうございます。総務課長と財政課長が申し上げましたとおり、令和14年まで退職の形が流動的になりますので、この間に50人くらい退職する予定がございます。

そういうところを含めまして、今回新たに基金を積み立てたという部分もありますので、松隈委員からご意見頂いた部分につきましても今後検討していきたいと思います。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **伊藤克也委員**

参考資料から1点お聞きしますが、確認の意味も含めてお聞きをしたいと思うんですが、競馬事業収入活用基金残高が約4,600万円ということで、5,400万円は第3子の給食費の無償化に充てられたと思うんですね。

財政課でこの基金は担当されてるということですが、どれぐらいの活用の使い道を想定されていたのか、改めてその辺りを聞かせていただければと思います。

#### **古賀庸介財政課長**

伊藤委員の御質問にお答えします。

競馬事業収入活用基金につきましては、今おっしゃられたように給食費の関係ですね。

給食費が多子世帯への補助と、あと、国の物価高騰関係のコロナ交付金も使っておりますが、それだけでは足りませんので、そういう部分で競馬事業収入活用基金のほうも活用させていただいております。

それとスポーツ振興課と、文化芸術振興課の事業になりますが、がんばる子どもたちへの激励金、1人当たり5,000円分の補助。

あと、従前から行っております小学校のインクルーシブを中心とした遊具改修事業に1,000万円ほどということで、今コロナ交付金も入れながら、5,378万9,000円の形で、4事業になりますか、ということで今、活用はしておるところでございます。

今後、コロナ交付金の動向次第では、競馬基金の取崩しも増えてくるのかなというふうに想定しておりますが、当面この4事業で活用していこうというふうに考えております。

以上です。

**伊藤克也委員**

今、御説明いただきました4つの事業に限定して、今後もこの競馬場基金は活用していくというふうに、もうあくまでもそこに限定されるっていうことでいいんですか。

**古賀庸介財政課長**

伊藤委員の御質問にお答えします。

今、佐賀県競馬組合からの競馬事業収入を積立てて、給食に活用させていただいておりますが、基金の条例設置目的が社会福祉の増進とか教育、文化の発展それからスポーツの振興ということで、まず目的を定めております。

それで、先ほどの多子世帯への学校給食費助成、それから、学校給食費臨時支援事業、それと小学校遊具、がんばる子どもたちへの激励金という形に使わせていただいております。

先ほど、コロナ交付金の動向、国の動向も申し上げましたが、それと同時に今、物価高騰の学校給食費の臨時支援事業をしておりますが、今後、食材費もまた値上がりする可能性がございますので、そういう意味で当面はほかの事業を増やせるのかどうかっていうのが、不透明だということでこの4事業で計画をしておるところでございます。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

今の御説明いただいた要綱というか、そういった条例に沿った形での運用ということですので、説明いただいた現在取り組まれてる4つの事業以外にも、活用としては行っていくというふうなことでいいんですよね。考え方としては、そうですね。

**古賀庸介財政課長**

伊藤委員が言われたように、先ほどの申し上げた目的の中であれば、ほかの事業に充当することも可能というふうに考えております。

**伊藤克也委員**

もう一点、スポーツ基金についても活用、スポーツの奨励金ですか、そこにも活用をされているということですよ。

それで、担当課が違うんでお答えにくいかもしれませんが、一番最後にスポーツ振興課のスポーツ振興基金というのがあるんですよ。

ここについてはもうその残高もなく、スポーツについては奨励金については競馬基金のほうから活用されているということですので、このあたりをどうまとめられるかという御意見というか、そういったところはございますか。

**古賀庸介財政課長**

伊藤委員の御質問にお答えします。

今後、様々な動向を見ながらということにはなりますが、今言われたようにスポーツ振興基金のほうは、実際寄附金というのは、最近はございませんので、一般財源の必要な分の積立てをさせていただいて、取崩して、補助のほうに充てているというような形を取っておりますので、スポーツ振興課等と協議をしながら、今後の基金のより良い形というものは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**池田利幸委員**

今、御説明あった部分のスポーツ振興基金の部分ですけれども、これは基本的に基金に積み立てるのは、スポーツ振興のためにとってことでご寄附をいただいた分をここにためていて奨励金として出しますっていう話であると思うんです。

けれども、基本的にふるさと納税の枠の中にスポーツを応援するとかそういう部分があるものは、全て一般財源にもう入れているじゃないですか。

もともとその用途としてはスポーツという部分でのふるさと納税の御寄附ですよね。そういうところからここに寄附があるのですか。

その辺の部分の考え方としてはふるさと納税、もう本当に市内の方とかそういう部分で御寄附をいただいた部分だけしかここにはためませんっていう考えなのか。

あとその御寄附がなかった場合は、その都度その都度、一般財源からの繰入れというか一般財源からは出しますよって。ある分は、この基金から出しますよってという考え方になるということですか。

**古賀庸介財政課長**

池田委員の御質問にお答えします。

スポーツ振興基金のほうは寄附もございませんで、一方、言われたようにふるさと寄附のほうでは、スポーツ振興の関係の項目があって、そちらで受入れをしているという形になりますので、今後、ふるさと寄附、スポーツ振興基金、それから今の私どもの所管の競馬事業収入活用基金も含めて、寄附の在り方と基金の積み立て方、活用の仕方についても整理をしていきたいというふうに考え、関係各課で協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

午前11時32分休憩

~~~~~

午前11時37分再開

再開いたします。

~~~~~

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

これより市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係の議案は、議案乙第19号から21号まで及び議案甲第26号であります。

初めに、議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

審査前に一言御挨拶を申し上げます。

今議会の市民環境部関連の議案は、乙議案が3件、甲議案1件でございます。

乙議案につきましては、一般会計では、自治公民館建設等補助、ごみ処理施設の周辺地域や立地自治会に対する生活環境の保全や増進及び、地域の活性化に係る交付金や協力金の歳出予算となっております。

国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計では、決算に伴う繰越金等の補正を行うもので

ございます。

また甲議案につきましては、議案甲第26号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

この議案は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に関し、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

それでは、議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当市民環境部関係分につきまして総務常任委員会資料に基づき、御説明をいたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、佐賀県東部環境施設組合が行う次期リサイクル施設の立地する地域及び、ごみ焼却施設周辺地域の生活環境の保全や増進、地域の活性化等を図るため、鳥栖市地域環境整備基金から繰入れを行うものでございます。

詳細につきましては、この後、歳出で説明いたします。

歳入については、以上でございます。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料は、2ページ中ほどでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節18負担金、補助及び交付金の自治公民館建設等補助金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づき、本通町が行います本通町公民館の改修工事に対しまして補助金56万円を交付するものでございます。

資料の3ページを御覧ください。

本通町公民館の改修工事内容につきましては、公民館の大広間のステージ部分を撤去いたしまして、カーペットへ改修を行うほか、施設の照明器具をLED照明に取り替えるものでございます。

以上です。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

その下、款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金につき

ましては、リサイクル施設立地協力金として2,500万円、ごみ処理施設周辺活性化交付金として1,510万5,000円を計上しております。

資料4ページをお願いいたします。

リサイクル施設立地協力金につきましては、佐賀県東部環境施設組合が行う次期リサイクル施設整備事業に伴い、当該施設が立地するみやき町香田地区の生活環境の保全や増進並びに地域の活性化を図るため、協力金を交付するものでございます。

次期リサイクル施設整備事業に当たりましては、鳥栖市立石町の用地のほか、みやき町香田地区の一部用地についても取得しており、今後、予定しております都市計画決定手続きにおきましても、施設の位置を鳥栖市立石町及びみやき町内字名とすることにしております。

このように、当該施設が鳥栖市とみやき町の両市町に位置することとなることから、みやき町香田地区も立石町と同じように立地自治会として地域振興策が必要と判断し、地域環境整備基金から施設稼働期間に対し、協力金として交付するものでございます。

次に、資料5ページをお願いいたします。

ごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、佐賀県東部環境施設組合が行う広域ごみ処理施設整備事業に伴い、ごみ焼却施設の周辺自治会である下野町が行います火の見やぐらの解体工事及び消防ホース乾燥台整備等事業、経営体育成基盤整備事業に対し、交付金を交付するものでございます。

下野町公民館敷地東側にあります火の見やぐらが腐食等により老朽化が進み、その火の見やぐらの上部に設置してありました非常用のスピーカーも壊れて作動しないことから、倒壊の危険性や災害時等の住民への連絡周知に支障を来しており、早急な対応が必要として、下野町区長より要望書が提出されております。

このことから活性化交付金を活用して工事等を行うものでございます。

なお、火の見やぐらの解体に伴い、これまで火の見やぐらに干していた消防ホースを乾燥させるための乾燥台と散水栓を新たに設置いたします。

また、下野町では平成28年度から佐賀県が実施する経営体育成基盤整備事業に取り組まれております。

今年度は、ポンプの製作設置工事やパイプライン工事を予定されておりますが、資材価格高騰等の影響により当初計画より地元負担金として、生産組合が負担する金額が高額となっており、生産組合を支える地元生産者に負担が生じていることから、今後の営農継続、担い手確保に向けた交付金の活用について下野町区長より要望書が提出をされております。

このことから、地域産業の振興を図るため、下野町に当該交付金を交付するものでございます。

以上で、議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### 池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

主要事項説明書の4ページです。

リサイクル施設立地協力金をみやき町の香田地区に対して2,500万円、これは事前勉強会の時とかでもお話をいただいているんで内容は理解をしております。

それで香田地区に対して2,500万円を今回出しました。

その次のページ、今回下野町に対して1,510万5,000円ですか、活性化交付金を出してます。

今回、下野町に対して1,510万5,000円出していて、これって今からうちはまだ25年間とか、そういう中で要望があれば、また出すんでしょうけど、これでは香田地区に対して2,500万円出しました、下野町が今後まだ必要なんですって言ったときには、下野町に対しての補助の上限っていうのはどういうふうに考えられているんですか。

要は、最低でも香田地区に2,500万円出してるってことは、下野町から要望があれば、上限として2,500万円ぐらいまでは出すっていう考えがあるのか。

要は、毎回出された金額に対して全部受けるのか、受けられるのかっていう部分をどのように整理をされてるのかっていうのを教えていただいていいですか。

#### 鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

地域活性化交付金を活用して今回、下野町に地域振興策を上げることとしております。

その振興費のこういった金額で図っていくのかということにつきましては、当該自治会と協議をする中で交付金の振興策の枠の目安としてお示しをしながら、これまで協議が整った中で整理されたものを上程してきております。

具体的に申し上げますと、下野町につきましては、焼却施設の周辺自治会ということで、振興費の枠の目安として5,000万円のところでお話をしておるところでございます。

以上でございます。

#### 池田利幸委員

そうしたら、下野町、真木町だったりとか、その周辺地域にされている部分は、もう既に上限はこれぐらいの目安までは、今後、出していきますよっていう大方の枠の協議がされてるってことですので、そこを議会に対して御説明をいただいていない部分だと思うんで、僕

も初耳というか正式には知らない部分ですけども、それって逆に、議会、私たち委員会に対して、大体こことは大枠これくらいでお話をして話がまとまってますよっていう資料を御提出していただくことはできるものですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

市内の自治会になりますけれども、これまで施設の立地する自治会及び周辺自治会については地域振興策について協議をしておりますが、その地域振興策の枠の目安としては、施設の種類とか、その立地もしくは周辺かによって、そこは振興枠が変わってくる整理をしておりますが、具体的に申し上げますならば、まず焼却施設の立地自治会は真木町になりますので、そこには1億5,000万円で、焼却施設の周辺自治会に当たります下野町、安楽寺町は先ほど申しあげました5,000万円。

リサイクルプラザの立地自治会が立石町になりますので、そこに対しましては1億円というところで額の振興費の目安をお示ししながら、その中で自治会で取り組んでいただく事業について協議等を重ねております。

以上でございます。

**池田利幸委員**

さっき御説明のあった部分で、リサイクルプラザ施設の立地になっている立石町に対しては1億円っていう御説明で、同じ立地自治体として認定というか考えますっていうみやき町香田地区に対しては2,500万円。

そうしたら、2,500万円で香田地区と話が進んでいるってことは、かなり鳥栖市としては好条件っていうか、価格的には、交渉として思ったより向こうが安くっていうか、鳥栖にとっては好条件でのんでくれたっていう判断になるんですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

香田地区の皆様とこれまでリサイクル施設の整備に関して協議を重ねていく中で、そこは総合的な判断というところで、この額については、協議が整ったというところでございます。

以上でございます。

**池田利幸委員**

その協議の部分はいいとしまして、その積算根拠で話をしています。

最終的にそれを全部使い切ったと仮定した枠が、ここから25年かけて各市町というか東部のほうから交付金として入ってくるお金の額とこの積算の額が一致するということになるんですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

構成市町からは、建設協力金という形で建設地の自治体である鳥栖市がお預かりをすると

なっております。

もちろん、これは年度ごとに分割して入ってまいりますので、その中から話がまとまった分から事業としてやっていっております。

11億5,000万円を最終的に基金のほうに繰入れいたしますけれども、それと実際の地域振興策っていうのは、今後増えていくと思うんですけれども、現状もちろん一致はしておりませんし、今後それが一致するかどうかというのは、はっきりそこは分からない……。

#### **池田利幸委員**

一致するっていうか——現時点での申請とかでは、一致しないのはもちろんなんですよ。

なので、どこのエリアに入ってるところが、全部のところがやりますっていう上限いっばいで手を挙げましたっていうときに、最終的に協力金として入ってくる金額で全てを受けたときに全てを賄えるんですかって、最終的に全部を使いますって言ったら、その協力金できれいに精算できてしまうのかっていう話です。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

建設協力金は、地域環境整備基金の中に繰入れをいたします。

その中で、ごみ処理施設の立地自治会、周辺自治会等が行う事業等に対して、活性化交付金要綱に基づき支出をしていきますけれども、それ以外——要は、地域環境整備基金については、施設の周辺地域を中心とした、地域活性化を行うということで基金の目的を設けておりますので、交付金要綱が定める、周辺自治会で11億5,000万円を使い切ることではないということでございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

そうあっていただかないと困るなと思って聞いたんです。

その周辺自治体だけが全部あげたら、ほかにも回せるお金がもうありませんって言ったら、ちょっと厳しいよねって思ったんで、現状の確認をさせてもらったところでございました。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

さっきの質問の中で、建設協力金の上限のおおよその金額といったものを、私も初めて聞いたんですが。

真木町が1億5,000万円とか、そういった金額といったものは、先方の自治会には大体話してるわけ。

このくらい考えてますよということは、立石町には上限が1億円とか言われたけど。



## 中村直人委員長

次に、議案乙第20号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

## 佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

ただいま議題となりました議案乙第20号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

資料2ページをお願いいたします。

まず歳入について申し上げます。

款6繰越金につきましては、説明欄記載のとおり令和5年度の本会計の決算に伴う収支差引き額を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険基金積立金、節24積立金につきましては、令和5年度繰越金から県補助金返還金を控除した額を令和5年度本会計の決算に伴う剰余金として基金に積み立てるものでございます。

次に、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料については、令和5年度県補助金返還金につきまして、令和5年度の普通交付金の精算額確定に伴い補正するものでございます。

資料4ページをお願いいたします。

こちらには、今も説明申し上げました令和5年度国民健康保険特別会計の決算状況を掲載しております。

(2)を御覧ください県普通交付金対象保険給付費の精算分でございます。

市町が支出する保険給付費は、出産育児一時金や葬祭費等を除いて、県の普通交付金で全額賄っております。

そのため翌年度に精算し県へ返還する必要がございます。

令和5年度につきましては、歳出の2保険給付費のうち、青色で記載しております。

県普通交付金対象分51億5,247万6,658円でありましたけれども。

それに対しまして歳入が4県支出金の青字で記載のうち、保険給付費対象県普通交付金が52億6,007万5,000円であったのでこの差額を県へ返還する必要がございます。

また、歳入の8諸収入のうち、青字で記載の第三者行為納付金等につき、811万1,644円につきましても県へ返還する必要がございます。

この分で県への返還金が1億1,570万9,986円となっているところでございます。

次に(3)の令和6年度国民健康保険特別会計の基金積立金については、記載のとおり令和5年度の決算に伴う繰越金から県への返還金を差し引いた1,596万5,639円が令和5年度の実質収支となり、この額を基金へ積み立てることとして今回計上しているところでございます。

なお、この基金積立金につきましては、これまで同様、税率抑制財源などとして活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、議案乙第20号の説明とさせていただきます。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**永江ゆき委員**

初歩的なことなのかもしれませんが、先ほどのうち第三者行為納付金っていうのはどういうものなのか教えてもらえますか。

**佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

今申し上げました第三者行為納付金というのは、交通事故やそのほか、犬にかまれたとか等の交渉。そういった第三者により負傷を受けた場合に損害賠償金として第三者からその医療費を頂くようになっておりますから、その金額が納付されたということになります。

**永江ゆき委員**

加害者から――加害者じゃない。けがをされた方がけがをさせた方の……。

もう一回いいですか。

**佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

相手からの過失によって被保険者が交通事故に遭われましたと、例えば、交差点で事故に遭ったと。相手が過失100と――10対0としますと、相手方が被害者への医療費を100%払ってもらおうということになります。

過失が7対3であれば、3割分は自分でお支払いしますが、残り7割は相手方の保険からお支払いいただきますので、その分を補償金としていただく。それが第三者行為納付金になります。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

分かりました。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

質疑を終わります。



質疑を終わります。



## 議案甲第26号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 中村直人委員長

次に議案甲第26号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

### 佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

ただいま議題となりました、議案甲第26号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

甲議案参考資料2ページをお願いいたします。

まず改正の理由につきましては、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る改正国民健康保険法の施行期日が、令和6年12月2日と定められたことに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

改正の内容でございますが、現行の国民健康保険法第9条に定める被保険者証の交付及び返還に関する規定が削除されたことから、本条例の第29条を次のとおり改正するものでございます。

なお、改正前の3行目下線部の第3項及び第4項の規定については、被保険者証の返還規定でございましたけれども、被保険者証交付の廃止に伴い削除されるものでございます。

また改正前の2行目下線部の第9項の規定でございますが、これについては同様の理由と法改正に伴う項ずれにより第5項と改めるものでございます。

施行日は令和6年12月2日でございます。

以上、議案甲第26号についての説明といたします。

### 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

### 池田利幸委員

条例変更によって返還することがなくなるっていうことですけど、これ特殊パターンというか、僕も分かんないですけど。

要は、今までも国民健康保険で滞納等して交付を受けていなかった方々が、お金を払いましたので、途中で仮っていうか——そういうものをもらってた気がするんですけど、資格証ですか。その部分とかはどうなるんですか、扱っていくか。

### 佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

今回の保険証廃止に伴いまして、今委員から御質問ありました被保険者資格証明書——い

わゆる10割で病院にかかっていた保険証あるいは短期証という6か月間の期限付の保険証というのがございましたけれども、これについても廃止になります。

今後の在り方につきましては、まだ正式には国から提示がされていないんですけれども、特別療養費いわゆる資格証明書——10割払う方については、特別療養費として、あなたは10割を支払っていただかなければなりませんという通知文を自治体から被保険者の方に事前に通知をするということになっておりまして、例えば、後ほど説明いたしますけれども、資格確認書というカード型の保険証を配布いたします。

先に御説明……、すいません、参考資料を開いていただいてよろしいですか。

#### **中村直人委員長**

それでは、皆さんに配付されておりますマイナンバーカードとの一体化についてということで、これを開いていただいておりますのでお聞きください。

では、お願いします。

#### **池田利幸委員**

私の質問の今の部分は、一度この説明が全部終わった後に質問したということで、説明を後からいただければと思います。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

それでは、お手元に配付しておりますマイナンバーカードと健康保険証の一体化について説明をさせていただきたいと思います。

2ページをお願いいたします。

2ページに保険証の一体化についてを載せております。

青いところを御覧ください。

もう皆さん御承知かと思いますが、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了いたします。

それに伴いまして、マイナ保険証にオンライン資格確認での受診が基本となります。

今後どうなるかというところで書いておりますけれども、マイナ保険証を保有する被保険者には資格情報のお知らせを交付いたします。

これは御自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規取得時や負担割合の変更時等に保険者が被保険者に交付する書面でございます。

これは、A4サイズでございます。

次に、マイナ保険証を保有しない被保険者の方には資格確認書を交付いたします。

これは、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者が必要な保険診療を受けられるよう、医療機関等を受診する際の資格確認のため、保険

者が被保険者に交付する面でカード型となっております。

3 ページをお願いいたします。

今、申し上げました資格情報のお知らせと資格確認書の様式をここに挙げております。

左側のほうが、マイナ保険証を保有しない方に交付する資格確認書でございます。

カード型で、現行皆さんお使いになっていらっしゃるカード型の保険証と同じサイズになります。

赤い枠で囲っているところに資格確認書としているかと思えますけれども、現行の保険証はここに被保険者証と書いてあるかと思えます。

ここが大きく変わるということで、それ以外は全く一緒です。

右側のほうには資格情報のお知らせということでA4サイズで、こちらの記載のとおりの内容を交付するようになっております。

なお、この右下のほうに破線がついておりますので、このA4サイズを持ち歩くことは、なかなか厳しいかと思えますので、こちらのほうを切り取って財布等に入れて、マイナ保険証が使えない医療機関等にマイナンバーカードと一緒に提示していただければ、受診ができるという形になっております。

4 ページをお願いいたします。

今後、このマイナ保険証の交付の在り方について、おそらく市民の方もいろいろ困惑されるかと思えますけれども、こちらのほうにフローチャートを作成しております。

ピンクのところ、法施行前までの部分でございます。

これは現行の被保険者証を交付しておりますので、12月2日以降も有効期限が来年の7月31日までとなっておりますので、従来どおりお使いいただけるということになります。

黄色の部分でございますけれども、12月2日以降でございます。

ここに書いております①から③の部分に該当しないということであれば、資格確認書や資格情報のお知らせを発行してございませんので、冒頭申し上げましたとおり、今交付しております被保険者証等を有効期限まで御使用いただけるようになっております。

逆に①から③に該当するという方については、マイナ保険証を持っているかないかで持っている方については資格情報のお知らせを交付します。

例えば、途中で被保険者証を紛失した等の場合は、従来の保険証を発行できませんので、資格情報のお知らせを発行するという形になります。

マイナ保険証を持っていない方は、先ほど御説明しました資格確認書というカードが保険証の代わりとなるものを交付するようになっております。

これが第1段階かと思えます。

有効期限が来年の7月31日までとなりますので、それ以降は資格情報のお知らせか資格確認書を交付します。

それについてはマイナ保険証を持っているか持っていないかを判断し保険者のほうから発送させていただくという流れになっております。

それから、5ページから6ページにかけましては、マイナ保険証のメリットを記載しております。

後ほど、内容についてはご参照いただければと思います。

7ページには、医療DXの基盤となるマイナ保険証ということで、これも一つのメリットなのかと思いますけれども、今後は電子処方箋、電子カルテ等が医療機関で導入が進めば、リアルタイムでその情報が共有できるので、質の高い医療が受けられるということになるかと思います。

右下のほうには救急医療における患者の健康医療データの活用ができますとか、左側のほうには今後、病院の診察券を皆さん複数枚持っていたかと思いますけれども、そういったものがマイナンバーカードで一体化するとか、あと公費負担医療の受給者証等、そういったものも一体化するという形で、1枚で医療機関が受診できるということが考えられます。

それから、8ページをお願いいたします。

なかなかマイナ保険証の利用率が高まらないというところで、ここは令和6年5月で記載しておりますが、佐賀県は右側のほうで下から7番目ぐらいです。8.33%と全国平均が左下のほうに載っておりますけど、7.73%となっております、全国よりも若干高いということになっております。

直近のデータで申し上げますと令和6年7月現在で佐賀県が11.13%と、全国平均と全く同じ利用率というふうになっております。

それから9ページ、10ページにかけましては、国が示した国民向けの周知広報の取組として、広報素材、ポスターチラシなどをここに記載しております。

10ページの左側のリーフレットにつきましては、今年、本市で保険証の更新の時期に同封させたものでございます。

以上、簡単ではございますけど、説明とさせていただきます。

**中村直人委員長**

参考資料を基にして何か質疑がありましたらお願いします。

**佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

先ほどご質問がありました特別療養費の件でございますけども、今申し上げました3ページを御覧ください。資格確認書という赤で囲ってある枠がございますけども、その下に特別





中村直人委員長

本日の総務常任委員会はこれにて散会をいたします。

午後 3 時 25 分散会

令和 6 年 9 月 18 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課企画政策係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

## 5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第20号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第21号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第24号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第26号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

1人

## 7 その他

なし





採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第21号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案乙第21号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第24号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

中村直人委員長

次に、議案甲第24号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



中村直人委員長

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

中村直人委員長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

中村直人委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

令和 6 年 9 月 27 日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課長補佐兼都市デザイン係長兼施設調整係総務主査兼流域治水対策係総務主査  
中垣秀隆

総合政策課秘書係長 有馬豊和

政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣

駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範

駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長 山内一哲

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課DX推進係長 小森俊介

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課防災対策監 村上敏章  
総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介  
総務課防災係長兼流域治水対策係総務主査 前田良介  
総務課文書法制係長 小森敏幸  
総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐  
財政課長 古賀庸介  
財政課財政係長 平島隆臣  
財政課管財係長 西山美沙  
契約検査課長 加藤正彦  
契約検査課長補佐兼契約検査係長 眞子寛盛  
総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也  
庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博  
庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂  
会計管理者兼出納室長 山津和也  
出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織  
議会事務局長 武富美津子  
議会事務局次長兼議事調査係長 江下剛  
議会事務局庶務係長 大塚隆正  
選挙管理委員会事務局長 三橋和之  
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久  
監査委員事務局長 天野昭子  
監査委員事務局次長 飛松研二  
  
市民環境部長 吉田忠典

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

#### 5 日程

審査日程の決定

## 政策部審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

## 報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和5年度指標実績について

〔報告、質疑〕

## 総務部審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

## 報告（庁舎建設課）

鳥栖市新庁舎整備事業スケジュール

〔報告、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前10時52分開会

中村直人委員長

これより本日の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案３件でございます。

審査日程につきまして本日27日は、政策部、総務部関係議案の審査を行いたいと思います。

30日は市民環境部関係議案の審査、10月1日は休会。

2日は現地視察、自由討議総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

現地視察については後ほど、副委員長のほうから御説明をいたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程については、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

そうしましたら現地視察につきましては、委員の皆様の希望があれば夕方までに調整をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

もしなければ、2日は現地視察を行わずに自由討議、総括、採決というふうにしたいと思っていますので、御確認をいただきたいと思います。

以上です。

中村直人委員長

現地視察につきましては、以上のとおりとさせていただきたいと思います。

なお、執行部からの決算審査の説明についてでありますけれども、概要が主要施策の成果

の説明書を御覧ください。

まず、決算書の55ページ、56ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6億534万3,341円につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業に要する経費の受入れに伴うものでございます。

充当事業の主なものといたしましては、地域福祉課における住民税均等割非課税世帯等への支援給付費でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

その下段、デジタル田園都市国家構想交付金8,994万8,000円は、市民ポータルシステム等の導入経費に対する補助金でございます。

その2つ下、デジタル基盤改革支援補助金2,132万6,000円は、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費に対する補助金でございます。

その下、マイナンバーカード交付事務費補助金2,311万3,000円は、マイナンバーカード交付に要する経費に対する補助金でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億6,034万2,047円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び影響を受けている地域経済や市民生活を支援するため、それぞれ各課において実施いたしました事業に要した事業費の受入れに伴うものでございます。

充当事業の主なものといたしましては、商工振興課におけるプレミアム付商品券発行事業、学校給食課における学校給食費臨時支援事業などでございます。

続いて、決算書63、64ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金中、権限移譲交付金311万188円につきましては、パスポート申請など県から移譲を受けた22事業の事務処理に対する委託金の受入れでございます。

その下、移住支援事業費補助金397万8,000円につきましては、東京圏からの移住者に対する地方創生移住支援金の受入れでございます。

その下、さが暮らしスタート支援事業補助金135万円につきましては、東京圏外、かつ、佐賀県外からの移住者に対するさが暮らしスタート支援金の受入れでございます。

続いて、歳出について申し上げます。

決算書103から104ページ、款2総務費、項1総務管理費、目2秘書費に関しましては、定例的な支出でございますので説明を省略させていただきます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

次に、目3広報費につきましては、決算書103、104ページをお願いいたします。

目3広報費につきましては、令和5年度決算における主要施策の成果の説明書14ページをお願いいたします。事業名広報活動事業でございます。

事業の目的といたしましては、市報や市公式ホームページなどの広報媒体を活用し、行政と市民が情報を共有するとともに、市内外に本市の魅力を発信するものでございます。

事業内容について御説明いたします。

市報とす894万1,000円につきましては、市報の発行に係る印刷製本費でございます。

令和5年度の発行部数といたしましては、34万4,644部となっているところでございます。

次の市公式ホームページ260万円につきましては、市公式ホームページのサーバー機器の使用料などでございます。

市公式ホームページの令和5年度の閲覧件数といたしましては、141万7,643件となっているところでございます。

次のテレビ広報とす184万8,000円につきましては、委託料でございまして市政等に関する情報番組の収録から放送に至るまでの経費でございます。

毎月第3週の日曜日から土曜日まで1日5回、1回15分でございますが、市政等に関する情報番組の放送を行ったところでございます。

次のデジタルテレビデータ放送49万5,000円につきましては、システム使用料でございます。

九州朝日放送KBCが提供する地上デジタルデータ放送地域発信サービス、dボタン広報紙に市の専用ページを設け、新型コロナウイルス感染症に関する情報などをテレビの文字放送といたしまして、情報提供を行ったところでございます。

事業の効果といたしましては、多様な情報発信ツールを活用して、市内外に情報提供を行い、広く市の魅力を周知できたところでございます。

決算書105ページ、106ページの目4情報管理費の節12委託料、節13使用料及び賃借料に関しましては、最初に主要施策成果の説明書16ページをお願いいたします。

事業名、自治体DX推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の自治体DX推進計画により、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化を推進し住民の利便性向上や業務の効率化を図るものでございます。

それぞれの事業の内容について御説明いたします。

標準仕様との比較分析作業及び文字同定作業1,495万6,000円は、委託料でございます。

内容といたしましては、令和7年度を目標に、自治体の基幹系システムの標準化・共通化及びガバメント・クラウドへのシステム移行のため、標準仕様書と現行システムとの比較分析及び文字同定作業を行ったところでございます。

A I・R P Aの利活用推進624万8,000円は、主にシステム使用料及びR P Aシナリオ作成に係る費用でございます。

決算額の内訳といたしましては、システム使用料が2ライセンス分として237万6,000円、R P Aシナリオ作成に係る費用として283万8,000円、そのほか、研修A I・O C R及び管理費用として103万4,000円となっているところでございます。

内容といたしましては、新たにこども育成課及び教育総務課の所管業務に導入し、事務負担の軽減を図ったところでございます。

また、R P A操作研修及びR P Aを活用したD Xに関する研修を行ったところでございます。

次の市民ポータルサイト公開型G I S等導入9,420万6,000円は、委託料でございます。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、市民ポータルサイトオンライン手続システム、プッシュ型通知、公開型G I Sの導入を行ったところでございます。

調達支援1,499万3,000円は委託料でございます。

内容といたしましては、市民向けD Xサービスの拡充のため、情報システム導入等の検討を行ったところでございます。

なお、調達支援を受けまして、今年度デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、現在、施設予約システム、市立図書館と市立小中学校の図書館が連携できる図書館システムの導入作業を行っており、また、市立小中学校の電子黒板の一斉更新を行ったところでございます。

事業の効果といたしましては、市民ポータルサイトや公開型G I S等の導入により、市民の方へより多くの情報を効果的に発信できるようになるなど、住民の皆様の利便性の向上が図れたとともに、A I・R P Aの活用により事務負担の軽減を図るとともに、業務の効率化が図れたところであるため、引き続き自治体D X推進事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

決算書105ページ、106ページをお願いいたします。

節12委託料のその他の主なものといたしましては、旧庁舎から新庁舎への情報機器等の移転に伴う、新庁舎移転業務委託料1,161万6,000円でございます。

節13使用料及び賃借料のその他の主なものといたしましては、基幹系情報システムのクラ

ウドサービス利用料、財務会計システムや文書管理システムなどの内部情報システムの賃借料、パソコン、プリンター及びネットワーク機器などの情報機器借上料等でございます。

節14工事請負費3,984万4,200円につきましては、主要施策の成果説明書の15ページをお願いいたします。事業名、情報センター改修事業でございます。

事業の目的といたしましては、公共施設等総合管理計画に沿って情報センターを改修し、施設の長寿命化を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、昭和52年新築、平成5年増築の構造鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積872.44平方メートルの建物について、工事期間令和5年9月から令和6年2月までの約6か月間において、外壁、屋根防水工事、空調設備の改修を行ったものでございます。

事業費といたしましては、工事監理委託料162万8,000円を含めまして、4,172万4,000円となっているところでございます。

事業の効果といたしましては、改修工事を行うことにより施設の長寿命化が図れたところでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、決算書111から114ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9企画費のうち、節12委託料中、市民満足度調査委託料139万7,000円につきましては、各種施策の進捗状況を把握し、市民の意識を今後のまちづくりの参考とするためのアンケート調査実施に係る経費でございます。

次のページでございます。

節18負担金、補助及び交付金中、全国高等学校駅伝大会出場補助金100万円と全国高等学校野球選手権大会出場補助金700万円につきましては、それぞれ全国大会出場に係る補助金でございます。

その下、地方創生移住支援金710万円につきましては、主要施策の成果説明書17ページを御覧ください。

一定の条件を満たす東京圏からの移住者に支援金を交付するものでございまして、世帯としての移住者3件、並びに子育て加算、単身の移住者1件に対するものでございます。

令和5年度主要施策の成果の説明書18ページを御覧ください。

さが暮らしスタート支援事業180万円につきましては、一定の条件を満たす佐賀県外からの移住者に支援金を交付するものでございまして、単身の移住者3件に対するものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

決算書127ページ、128ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2基幹統計費につきましては、主要施策の成果の説明書29ページをお願いいたします。事業名は、(国)基幹統計調査でございます。

事業の目的といたしましては、住宅土地統計調査などの社会の情報基盤を作成するための各所管大臣が指定した重要な統計（基幹統計）の調査を行うものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

住宅土地統計調査の412万3,000円は、統計調査員への報酬、施設にお願いいたします実地調査業務の委託料などでございます。

住宅や居住建物の実態を調査し、住生活に関する基礎資料を得ることを目的とし、150調査区を指導員6名、調査員35名で調査を実施したところでございます。

その下の経済センサス調査区管理の9,000円、その下の農林業センサスの2,000円は、それぞれ調査実施の基礎資料の管理事務を行ったものであり、その下の学校基本調査の6,000円は、学校教育行政上の基礎資料を得るために、学校に関する基礎的事項を調査したものでございます。

事業の効果といたしましては、それぞれの基幹統計調査の目的を果たすべく、調査対象者である各世帯や各種学校関係者及び登録調査員などの協力を得まして、基幹統計調査の基礎資料が得られたところでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

続きまして、決算書の205、206ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり推進費について御説明申し上げます。

節12委託料、備考欄の鳥栖駅周辺調査委託料203万7,400円につきましては、鳥栖駅周辺の課題解決のために短期的な施策実施に向けた事前調査を行い、既存資料等を参考に可能性がある短期施策について確認をし、その上で鳥栖駅周辺の利便性向上を図るために実現可能な取組を検討し、今後の事業スキームにつなげていくものでございます。

これにつきましては、令和5年8月から令和6年5月まで、4回の短期施策検討会を実施したところでございます。

次に節24積立金、備考欄の都市開発基金積立金1億1万171円につきましては、将来鳥栖駅周辺の事業化に向け計画的に事業を積み立てるものでございます。

以上で、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、政策部関係についての御説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

主要施策の説明書の16ページ、自治体D X推進事業です。

事業内容の丸の2つ目、A I・R P Aの利活用推進ってということで、R P A操作研修及びR P Aの利活用したD X。

これは具体的にどういうことをされたのか教えていただいていいですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

まずD Xに関する研修につきましては、今、国のほうで進められております自治体D Xに関する内容の説明と、基本的にデジタル化に向けての事務フローの見直しの方法などを行ったところでございます。

あと、R P Aの操作研修につきましては、それぞれ受講者全員に実際に端末を配置し、R P Aのシナリオがつけられる環境を構築しまして、更新によって簡単なR P Aのシナリオ作成研修を行ったところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

これはこども育成課と教育総務課の職員さんだけに行ったわけではないんですよね。

全職員さんで対応されてるということですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

基本的に全職員を対象としております。

以上でございます。

池田利幸委員

今までも何回か一般質問等でも聞いてきた内容ではあるんですけども、これをやることによって職員さんたちが自分でシナリオを組み立てて業務を改善していくってことを目的にされてるはずなんですけれども、今システムとしてはこれをやることによって、こども育成課と教育総務課でシステムを入れてやってる以外の部分で、職員さんたちが自分たちで組立てできるようになる。

要は、業務を凝縮して自分たちで組み立てられる環境をつくるっていう話だったはずなんですけど、この研修を行ったことによって、成果として職員さんたちがそういう自分たちでつくれる環境っていうのになっているのか。

これは結構大事な話で、業務の効率——二重になってる業務を一本化してみたりとか、時間を短縮してできるようになるっていう部分では、職員さんが使いこなすことが前提になるやつだと思うんですけど、今その状況は、結果的にどうなっているんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

研修につきましては、年2日程度、今年度でいいますと2年目を迎えたところでございます。

なかなかシナリオ作成もすぐに習得できる内容ではございませんので、すぐに使える状況ではないところでございます。

ただ、研修につきましては、年次的に行うこととしており、まずは少しずつRPAそのものに慣れていただいて、次のステップとしては身近な業務の中で簡単なシナリオ作成ができればと思ってるんですけれども、まだなかなか2年目でございますのでそこまで至っていない状況でございます。

池田利幸委員

これを僕が一般質問で新たなシステムを入れてやることで効率化すべきじゃないですかって聞いたときに、RPAは簡単に組立てを自分たちでできますよというお話だったので、結構期待をしていたので今の答弁だったら、なかなか難しくて進んでないですって言われたけど、基本的に簡単にできるっていうことが前提でしょうから。

要は、その研修というか、使う頻度を上げていかないことには使えないんじゃないかなって思うんで、その部分をしっかりと考えた中で組み込んでいただけると。

最終的にはやってることが業務として成り立つというのが大前提になりますので、そこはよろしくお願いいたします。

中村直人委員長

ほかにございますか。

永江ゆき委員

同じところですけど、市民ポータルサイト、公開型GIS等の導入のところで、今までの登録者数をお願いします。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

令和6年8月末時点での登録者数でございますが、約300人となっているところでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

そうしたら、目標とかあったら教えてください。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

目標といたしましては、2025年度末を約5,000人で設定しているところでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

5,000人は結構難しいと思いますが、どのようにして達成されようとしていますか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

なかなか今のペースで難しい部分、ハードルが高いという認識はございます。

ですので、8月にまず各地区の嘱託員会を回らせていただきまして、市民ポータルの説明をさせていただくとともに全戸回覧の文書を回覧したところでございます。

あと、市の出前講座に「活用しよう！鳥栖市市民ポータル」のメニューを追加し啓発活動の拡充を今図っているところでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

市役所の職員の方が今300名ということで私も先日登録させてもらいましたけど、本当にすごくこれ便利なんですよ。

なので、やっぱり口コミで広がるのが一番早いと思うんです。

だから、職員さんがまず登録してもらって、周知をしてもらうということもお願いされたらより早く進むんじゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

永江委員の御意見等も踏まえまして、改善に努めたいと考えております。

以上でございます。

永江ゆき委員

よろしくお願いします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

江副康成委員

同じところでお聞きしますけれども、標準仕様との比較分析作業及び文字同定作業、その部分の効果が下のほうに出てなかったもので、現在の進捗状況及び何か問題点とか発生してるのであれば、どんなところが苦労されてるのか聞きたいということでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

現在の作業で昨年度説明いたしましたように、現行システムと標準仕様との比較を行ってそのギャップについては――待ちの部分について各担当職員のほうで、こういった形で穴埋めするかという作業を行ったところでございます。

現在は、その作業が終わりまして、予定してるベンダーでシステムの構築がほぼ終わりつつありますので、現在のシステムから標準化のシステムへのデータ移行の作業を始めたところでございます。

全体的な進捗状況といたしましては、国のほうで物差しというか進捗管理をするシステムがございまして、それでいうと50%ちょっと、着手中のものが25%ほど、残りが未着手という状況でございまして、全国平均といいますか、佐賀県でも大体順調に進んでいるところでございます。

まだ、具体的にシステム等を担当職員にまだ見せてまではおりませんので、具体的な課題というところは、まだ見えてないところでございます。

しかしながら、現行システムと標準システムはうちの場合でいいますとそう変わらないということは聞き及んでおりますので、課題等につきましては、少ないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

ありがとうございました。

それで、ガバメントクラウドに最終的に移行するというのが目標だと思うんですけども、そのガバメントクラウドのデモ版というか、そういったところは既にあるのか、あるいは、そういったところでなじむじゃないけど、どういう形になるのか。

見えるとかそういうところはあるんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

ガバメントクラウドは、データセンターというか、各自治体が使うシステムを置く場所でございます、具体的にガバメントクラウドがどういうものかという部分は、職員が見えないところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

分かりました。よろしくお願いいたします。

それと主要施策の説明を14ページに戻って、テレビ広報とすっていうところの話がございましたよね。

私もいつも見てるわけじゃないですけど、時々見て職員さん——若手ってというか、日常やってる方が積極的に話されて、いい番組やなと思いながら見てるんですけども、基本的にこれ放送ですよ。

結構、今は放送と通信の融合じゃないですけども、ユーチューブとかああいうところであーカイクに残して、こういう分野のところはこれを見てくださってというか、そういうデータベース的に何かすればいいのになと、放送しっぱなしでもったいないなと思うんですけど、その辺りは私の杞憂というか——何かされているんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

江副委員のお考えも十分効果的ではあると思いますので、テレビ広報とすで放送してる内容をそういったユーチューブでアップすることを内部で検討したいと思っております。

以上でございます。

江副康成委員

当然、放送業者の契約もあろうし、著作権は鳥栖市にあるんですか。

どっちにあるのかよく分かりませんが、場所等も含めて、契約が今の中でできなければ、相談されながらできれば幅広く。

放送って割とタイムリーにかちっと合わないといけないし、鳥栖市議会でも、我々の一般質問は当然オンラインでやるけれども、アーカイブ的に検索すれば見れるし、そういうところに世の中は移ってるのかなと思うもので。

ぜひ、御検討のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、政策部関係議案の質疑を終了いたしました。

=====

報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和5年度指標実績について

中村直人委員長

次に、議案外の報告をお受けいたします。

資料につきましては、書記からタブレットに送信いたします。

執行部から報告をお願いいたします。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

それでは、議案外報告といたしまして公共施設等総合管理計画の進捗状況について、第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和5年度指標実績についてを一括して御報告いたします。

議案外報告資料の2ページを御覧ください。

鳥栖市公共施設等総合管理計画では、平成29年3月に策定して、今回は、令和5年度の進捗状況を報告するものです。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づく令和5年度の実施につきましては、資料2ページから3ページにかけまして、公共施設、道路、橋梁、上水管、下水管渠、公園に関してそれぞれの進捗の概要を示したものでございます。

このうち、資料2ページの公共施設につきましては、2024国スポ・全障スポに向けました、施設の改修工事や旧庁舎の解体などを記載したものでございます。

続きまして、資料5ページからの公共施設中期保全計画についてですが、この計画は所管する建設課が建設経済常任委員会で別途報告されるものでございますが、公共施設等総合管理計画との関連性がございますので、今回参考資料としてお示ししております。

資料6ページから7ページにかけましては、令和10年度までの中期保全計画といたしまして、施設ごとの具体的な改修箇所を示したものとなっております。

表中の着色して網かけをしている部分につきましては、令和4年度報告から変更した箇所でございます。各施設の点検状況などを考慮の上、改修を前倒しするなどの対応を行うこととしたものでございます。

なお、表中のアルファベットにつきましては、表の下に凡例で示しておりますように、それぞれの改修箇所をお示ししたものでございます。

また、今回報告の個別の中身に関しましては、各担当課へお尋ねくださいますようお願いいたします。

公共施設等総合管理計画の進捗状況につきましては、以上でございます。

続きまして、第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和5年度指標実績について御報告いたします。

資料の8ページを御覧ください。

第7次鳥栖市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されており、令和5年度は、計画期間10年の3年度目となります。

資料の9ページから11ページをお願いいたします。

前期基本計画で定めました6つの基本目標の各取組における指標の進捗状況を一覧表としております。

進捗状況一覧表中ほどの基準値覧につきましては、令和元年度の指標を用い右隣の欄に令和5年度の実績値を掲載しております。

また、その右の欄には総合計画の前期基本計画の最終年度である令和7年度の目標値を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、評価結果の公表につきましては、毎年度、第7次鳥栖市総合計画基本計画指標別進捗状況一覧のホームページに掲載することといたしております。

最後に、第7次鳥栖市総合計画前期基本計画に位置づけております76指標の個別の中身につきましては、各担当課へお尋ねくださいますようお願いいたします。

以上、議案外の御説明を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、何か確認したいことなどがありましたら、お受けいたしたいと思いますが、よろしいですか。

池田利幸委員

すみません、各担当課に聞くようにと、おっしゃられたんですけど。

9ページの魅力あるにぎわい拠点の形成で鳥栖駅利用者数、これはちょうど担当課がいらっしやいますので、これだけ聞かせていただきたいんですけど、基準値が1日1万4,264人で、実績値が1日1万2,060人、令和7年の目標値が1万4,600人っていうことになってるんですけども、基本的に鳥栖駅の利用者数をどのようにして増やそうということなのか。

これは開発によって増やすっていう話なのか、要は利用する方々を鳥栖市で誘導ができるものなのか。

この目標を掲げてあるんですけど、このままいったら令和7年度に達成は……。

鳥栖市はどうやって方向性的に誘導するのが気になってまして、それだけお伺いさせていただきます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

なかなか乗降客を目標値に据えるのは難しく、当然、我々だけでコントロールできるものではないところもあると思います。

落ちている分については、恐らく新型コロナウイルスの関係上、利用者が落ちているんだろうというふうに推測します。

今おっしゃられたように、人口を増やしたり鳥栖市の利便性をよく理解していただいて、駅を利用する環境で移住していただいたり、そういったことでの間接的な目標値になると思います。

池田利幸委員

そうやって利便性向上とか交通の要衝としての鳥栖市の在り方をPRするっていう部分は、担当課だけでもできない話になって、総合的な部分で取り組んでいく話にはなってくると思いますんで、その辺の協力、そうすることによって、今やってる鳥栖駅東の短期だったり、西の短期っていうものの有効性っていうか、効果があるんだっていう部分が示せるんだろうと思うんで、ここはぜひ鳥栖駅を建て替えっていう、今から考える中での取組自体を強化してもらったら、市民の皆さんへの納得っていう部分がいくのかなと思うので。

中村直人委員長

〔発言する者なし〕

総務部準備のため暫時休憩いたします。

中村直人委員長

~~~~~

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

– 72 –

これより総務部関係議案の審査を行います。

総務課、財政課及び議会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### **小柳秀和総務部長**

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についての審査にあたり一言御挨拶を申し上げます。

総務部関連は総務課、財政課、契約検査課、庁舎建設課の4課及び出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の1室3局でございます。

主なものといたしましては、歳入は各種交付金、地方交付税、繰越金などであり、歳出は議会費、総務費、消防費、公債費などでございます。

主なもの、不用額の大きいもの、新規事業など2度に分けてそれぞれ担当課長、室長、局長から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

#### **古賀庸介財政課長**

それでは、議案乙第27号鳥栖市一般会計決算認定について、総務部関係の主なものについて御説明申し上げます。

説明は、令和5年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行います。

決算書をお願いいたします。

まず、41ページ、42ページをお願いいたします。

41、42ページの下段のほうになりますが、款2地方譲与税につきましては、地方譲与税として2億4,683万8,000円の交付を受けたところでございます。

次に、款3利子割交付金から款8ゴルフ場利用税交付金まで各交付金の交付を受けておりますが、この中で款7地方消費税交付金につきましては、19億278万1,000円の交付を受けております。

主要施策の成果の127ページに社会保障財源化分の使途を掲載しております。

次に、決算書45ページ、46ページをお願いいたします。

款9環境性能割交付金から47、48ページにかけての款13交通安全対策特別交付金まで各交付金の交付を受けております。

次に、款12地方交付税につきましては、16億4,049万3,000円の交付を受けておりますが、その内訳としましては、普通交付税が12億5,392万円、特別交付税が3億8,657万3,000円となっております。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、決算書の63、64ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目3総務費県負担金、節1災害救助費負担金につきましては、令和4年度台風14号に係る災害救助費負担金でございます。

続きまして、決算書の71、72ページをお願いいたします。

項2県補助金、目7消防費県補助金、節1消防費県補助金につきましては、消防団員を確保するために実施する事業に対しての補助金になります。

#### **古賀庸介財政課長**

73、74ページをお願いいたします。

次に款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金につきまして、総務課、財政課関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子をはじめ、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子でございます。

次に、75ページ、76ページの款20繰入金、項1基金繰入金は、それぞれの基金を取崩し財源として繰入れを行ったものでございます。

このうち、財政課分といたしましては、目1財政調整基金繰入金、14億8,744万8,000円、目2公共施設整備基金繰入金2億8,700万円でございます。

次に、77ページから78ページにかけてでございますが、款21繰越金につきましては、14億9,099万9,619円となっております。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、81、82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入の消防団員退職報償金等につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金から、退団されました消防団員に対します退職報償金等を受入れたものでございます。

#### **武富美津子議会事務局長**

続きまして、節4雑入でございます。

雑入のうち、議会雑入のタブレット通信費雑入につきましては、令和5年度タブレットに係る通信費を折半して、政務活動費より御負担いただいているものでございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、節4雑入、総務雑入の上から6つ目の退職手当等企业会計負担金につきましては、退職者のうち企業に在職した者の在職期間中の退職手当負担金等を受入れたものでございます。

#### **古賀庸介財政課長**

同じく81、82ページの下段になりますが、競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周

辺市道維持補修費としてミニ場外での売得金の一部を佐賀県競馬組合から収入したものでございます。

次に、その下の新市町村振興宝くじ収益金交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割などにより、佐賀県市町村振興協会から配分をなされたものでございます。

その下の市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金についての鳥栖市配分金でございます。

83、84ページになります。

建物総合損害共済災害共済金は、令和5年の落雷による公共施設設備破損4件の共済保険金でございます。

次に、89ページから92ページをお願いいたします。

款23市債につきましては、総額18億510万円で、それぞれの事業等に応じて借入れを行ったものでございます。

総務部の関連といたしましては、目1総務債9,640万円につきまして、新庁舎整備事業に対する借入れでございます。

目5消防債550万円につきましては、防災基盤整備事業に対する借入れでございまして、内容といたしましては、消火栓新設に係るものでございます。

次に、目7臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振替措置として、臨時財政対策債5,500万円を借入れたものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

#### **武富美津子議会事務局長**

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

議会費でございます。

95ページ、96ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものにつきまして申し上げます。

節1報酬につきましては、議員22名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、職員7名分の給料、職員手当等、共済費及び議員期末手当、議員共済費でございます。

節8旅費につきましては、議員職員旅費及び出席費用弁償でございます。

節12委託料の主なものといたしましては、議事録作成支援システム保守業務委託料及びインターネット議会映像配信業務委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

98ページ、節18負担金、補助金及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担

金及び政務活動費交付金でございます。

不用額の主なものにつきましては、政務活動費交付金の実績が見込みよりも少なかったための返納分額でございます。

議会費につきましては、以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

続きまして、総務管理費でございます。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬につきましては、会計年度任用職員報酬の44人分の報酬が主なものでございます。

節 2 給料につきましては、市長、副市長の特別職及び職員79人分の給料でございます。

節 3 職員手当等につきましては、一般会計職員の時間外手当をはじめ、期末勤勉手当、退職手当、会計年度任用職員に対します職員手当などが主なものでございます。

続きまして、99、100ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきましては、嘱託員の委託料や職員の資質向上等のための職員研修委託料、過去文書PDF化業務委託料などでございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に107ページ、108ページにかけてをお願いいたします。

目 5 財政管理費について申し上げます。

節 8 旅費から節24積立金につきましては、予算編成予算書や財務書類の作成、市債の発行及び償還管理に要する経費でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

目 7 財産管理費の総務課分につきましては、庁舎管理に伴います光熱水費や保守管理委託料などでございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に、109ページから112ページにかけての目 7 財産管理費のうち、財政課分の主なものといたしまして、109ページ、110ページの節11役務費のうち建物共済保険料につきましては、庁舎をはじめとする建物、構築物などの保険料でございます。

その下の自動車保険料につきましては、公用車の任意保険料でございます。

次に、117ページ、118ページをお願いいたします。

目12財政調整基金費の財政調整基金積立金につきましては、約 5 億8,700万円を積み立てており、令和 5 年度末の残高が約50億2,000万円となっております。

減債基金積立金につきましては、約 6 億6,000万円を積み立てており、同じく年度末残高は約32億1,000万円となっております。

次に、目13公共施設整備基金費につきましては、約4億円を積み立てておりまして、令和5年度末の残高は約35億4,000万円となっているところでございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

209ページ、210ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものについて申し上げます。

節18負担金、補助金及び交付金でございます。

主要施策の成果の95ページをお願いいたします。

鳥栖・三養基地区消防事務組合の鳥栖市の負担金となります。

出動件数につきましては、下段のとおりとなります。

戻っていただきまして、県防災航空隊負担金につきましては、佐賀県防災航空隊の鳥栖市負担金分になります。

続きまして、目2非常備消防費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の96ページをお願いいたします。

節1報酬の消防団員報酬につきましては、団長、副団長以下消防団員の報酬でございます。

節7報償費の退職報償金等につきましては、主に令和5年3月末に退職いたしました消防団員17名の退職報償金でございます。

211ページ、212ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、退職報償金負担金が主なものでございます。

目3消防施設費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の97ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、第1分団特設本部格納庫修繕工事等や節18負担金、補助及び交付金として、消火栓の新設等の負担金でございます。

目4の防災費の主なものについて申し上げます。

節11役務費の通信運搬費につきましては、コミュニティ無線システム65局分の利用料でございます。

節12委託料につきましては、コミュニティ無線システム65局分の点検委託料でございます。

213ページ、214ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、新庁舎建設に伴います、防災設備移設工事費でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に、259ページ下段から262ページにかけてをお願いいたします。

公債費17億9,003万5,841円のうち、財政課分につきましては、目1元金分が16億7,943万122円、目2利子分が地方債利子1億1,058万46円となっております。

次に、款14予備費について申し上げます。

予備費につきましては、緊急の事態に対応するため、4,999万円を充用いたしたところでございます。

主なものは、職員手当の不足によるもの、令和５年７月の大雨によるもの、全国高等学校野球選手権記念大会出場に補助するもの、全国駅伝競走大会出場に補助するものなどございます。

なお、残額が1万円となったところでございます。

以上で総務部関係の決算の主なものについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたけれども、質疑につきましては、13時10分から行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩



午後 1 時11分再開

中村直人委員長

再開いたします。

執行部の説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

基金についてお尋ねします。

基金の在り方です。

資料は、一覧表は、いろいろありますけれども、この決算認定資料の中に一覧表があるんですけど、基金は特に財政調整基金と減債基金と公共施設整備基金と都市開発基金です。

これを見ると、令和５年の現在高で財政調整基金が40.2億円。

減債基金が32.1億円、公共施設整備基金が35.43億円、それから都市開発基金が13.2億円です。

去年も大体同じことを聞いたんですが、その基金の目的とその目標額です。

一体どこまでためようと考えているのかということですが、実は去年は、財政調整基金について言うと、標準財政規模との比率で15%から20%が適当で、40億円程度を維持していきたいと言われたんです。

それから減債基金については、令和４年度に市庁舎整備事業に約30億円の起債をした。

この分の返済で毎年２億円の積立てを予定しているということで、私の記憶では、どこまでためるかというところは特に言われなかったと思うんですが。

それから、公共施設整備基金については、公共施設総合計画に基づいて施設の改修を行っている。

小中学校の大規模改造などで30億円現金が必要だと。

それから都市開発基金については、将来の鳥栖駅周辺整備事業のために毎年１億円ずつ積立てていった、こういうことを言われたわけだね。

そういう点で、令和５年度についてさっき言われた現在高ですけれども、改めて聞くんですけど、目的と目標額です。

その目標額に沿って見て、現時点でどういう評価をしてるのかと、その点をまず最初に聞きます。

#### 古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えします。

目標残高ということになりますと、基金によってはその年度に取崩しをしながらためていくという部分もありますので、お答えについては、昨年度と同じような内容になるかと思えます。

まず、４つの基金についてお答えをいたしますが、財政調整基金についてですが、役割としましては各年度の財政的な調整、将来の財政需要に備えるというものでございます。

ただ、もう一つは市の全体の予算を執行する中で、年度の当初から終盤にかけて、国とか県の補助金事業費に合わせた、国県補助金や市債が入ってくるまでの期間について、現金がないというような状態が不足するという状態がございますので、主にこの財政調整基金から一般会計や特別会計に一時運用して支払いを行うということにも活用をさせていただいております。

それと減債基金につきましては、昨年度も申し上げた分ですが、令和４年度に市庁舎の整

備事業をしております。庁舎建設をしております。

事業費約40億円に対し、市債が約35億円近い30億円台の起債をいたしております。

この市債の償還につきまして、今年度、具体的には令和10年度から年約2億円の元利償還金が毎年発生するという事となっておりまして、この分に対応するためだけでも、毎年2億円程度の積立てが必要だなと考えているところでございます。

それから公共施設整備基金につきましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、老朽化した施設の計画的な改修を行っております。

9月補正でも旭小学校継続費を計上いたしました。小中学校の大規模改造事業を大体並行して2校を行っておりまして、これに必要な一般財源というものを考えまして、3億円程度の10年程度の現在高は必要であるかなというふうに考えているところでございます。

それと都市開発基金につきましては、将来の鳥栖駅周辺整備のため、事業費が不明の中ではございますが、財政状況を勘案しながら、毎年1億円程度の積立てができればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

#### 尼寺省悟委員

私が言いたいのは、財政調整基金というのはある意味では、さっき年度間の調整とか言われて、簡単に極論すれば、何でも使える金であって、ところが、減債基金とか公共施設整備基金と都市開発基金が、それなりの目的を持ってためているわけですね。

そして、それなりにためて、それなりに十分な基金をためているわけですね。それなりに必要な金額を。その上にプラスアルファとして、財政調整基金があると。

だから、私は財政調整基金というのはある意味では、去年も言うたけれども、ため過ぎじゃないのかと。去年は、49億円。今年は40億円とって、これの適当と一般的に言われているのはさっき言ったように、標準財政規模の比率、15%から20%ということ。

去年なんかその比率は幾らかという、34%ぐらいあって。今年の令和4年度末で24%ということ。

そういった意味では、適正規模よりもかなり多いんだよね。

そういった意味で、私としてはそれなりに減債基金とかためているんだから。

それについては、財政調整基金で最大が20%だから、それぐらいまでもっと落としてもいいんじゃないのかと思うけれども、その辺はどうなんですか。その辺の考え方は。

#### 古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えします。

今、言われたように財政調整基金の適正規模、一般的には15%から20%程度というふうに

言われております。今、標準財政規模が167億5,000万円程度になっておりますので、そこか  
らいうと、20%でいけば、33億5,000万円程度になるかと思います。

一方で、鳥栖市のほうが40億円程度となっているということで、現在、適正規模と言われ  
ている数字よりは多いということになりますが、先ほど申し上げた財政調整基金については、  
将来の財政需要等に備えるという意味のほかに、各年度でも資金不足の分に一時運用して必  
要な支払いを行っていくというような役割が中心的にもございますので、その分で持ってい  
るというところと、あと3月末残高としては、確かに40億円ということでございますが、当  
初予算の編成、それから国県の内示に伴った6月補正の予算編成。この中でも財政調整基金  
のほうは、十分に取崩しをしております。今年の9月末としては、38億9,000万円ほどにな  
っております。年々、標準財政規模っていうものも、予算規模を大きくなってきておりま  
すので、この数字も大きくなってきております。そこで考えると、令和6年度については、  
今、20.6%になっているというところで、各年度の執行状況、それから先ほど言いました公  
共施設の改修などでも額については動いたりもしますが、令和6年度9月補正後というところ  
で見ると、適正な規模になっているかなというふうに考えております。

#### 尼寺省悟委員

年度の初めに取崩しをするからとか言われたけれども、取り崩しをするとしても、せいぜ  
い10億円とかその程度であって、40億円もあるんだから十分賄えるし。

それからこれざっと計算してみたんやけれども、令和元年から令和4年までどのくらいな  
のかという、財政調整基金と標準財政規模の比率は26%ぐらいあるよね。だから20%かなり  
オーバーしてるわけなんだよね。

将来に備えるということは、確かに必要であるけど、それ以上に目の前に市民のほうから  
いっぱいいろんな切実な声があるんよ。

だから、そういった声に応えるためにも、やっぱりもう少し。

私は、ためるなとは決して言わないし、将来に備えないかんと思うけれども。

それなりにやっぱり考えて、20%あれば十分できるんだから、それに対応してやってほし  
いと。

佐賀市と唐津市は、標準財政規模の財政調整基金というのが、確か十何%なんだよね。

それだけでやってるんだから、私はそれでやっていいんじゃないかなと。

一般質問でよく言うけど、学校給食無償化とか子どもの医療費を高校までとか。

あるいは、災害対策を抜本的にやってほしいとかいろんな声があるし、そういった声に対  
してもう少し応えられるような予算編成というのは私はできると思います。

#### 池田利幸委員

決算書の98ページの節3です。

職員手当等の中の4段目、時間外手当1億7,715万8,263円。要は、期末勤勉手当より多い額が今回の時間外手当となっているんですけど。

まずその要因は何なのかを聞かせていただきたいです。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

令和5年度の時間外が例年より多い理由といたしましては、令和5年の5月に新庁舎に移転をしております、5月の連休中に移転作業を行ったりしております。

その分で多くなった部分とそれ以外には国スポのプレ大会がございまして、その大会に市職員が準備ですとかいろいろな立場に関わったということで、そういうところで時間外が増えたのが主な2つの要因だというふうに考えております。

#### **池田利幸委員**

出勤する分で時間外手当が掛かる分は、しっかりつけていただかんといかんと思ってます。僕もずっと言いよるように、サービス残業だけは絶対にいけないので。

皆さんの業務負担が見えなくなりますので、そこはしっかり時間外手当をつけていただきたいなと思っていました。結構、額が多かったのでお伺いしました。

それに付随して主要事項説明書の13ページ。

これ説明のときには、使われなかったかなとは思うんですけど、主要事項施策の職員研修事業この所で一番下に四角で囲ってあって、区分、主な研修名っていうところで、その2段目の能力開発研修、この中で、業務改善研修、クレーム対応研修ってあるんですけど。

これはどういう内容を行ったのか、教えていただいていいですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

クレーム研修につきましては、住民からのクレームに対しまして、その内容について理解し、十分に説明できるような対応方法を身につけるということで、市町村振興協会の研修等に参加させていただいたところになります。

また、業務改善研修につきましては、市のほうで行った研修になりまして、様々な業務を行っていく中で、気づきを見つけることでその気づきを活用して業務の内容を効率的に行ったりですとか、そういうところを行うための研修という形でさせていただいたところになります。

#### **池田利幸委員**

クレーム対応は、私たちも総務常任委員会で部長も今回一緒に札幌市のカスハラを視察しました。

鳥栖市に関しても、結構ここ近年で、来客者対応とかでのトラブルっていうのはあってい

ますので、そこの部分で職員を守るためっていう部分と適正な来訪者への対応という部分では、しっかりやっていただきたいなと思います。

この業務改善研修、要は、新しく庁舎変わって、働く場所も変わって気持ちが新たになっているところで、先ほどの政策部の中でもR P A研修、要は、R P A研修にしても業務改善研修にしても、それをやることによって本当に職員の業務を改善して、時間短縮だったりとか、そこにつなげていかないことには今から先いろいろ事業を行う上で、考える時間、また、動ける時間をつくるっていう部分、ここは本当に大事にしていきたいなと思っております。

今やってますっていう部分の成果が、どういうふうに出てるのかっていう検証は、しっかりやっていただきたいと思ってるんですけど、その検証っていうのはどのようにされているんですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

様々な研修を行ったりしているんですけども、その分については、研修を受けられた方に研修の内容で気づいたことであったりとか、そういうところを出していただいております。

また、研修の中でも職員の提案であったり、総合政策課の中でも企画立案とか、そういう形で市の中の課題であったり、そういうところの職員の中で感じたことについてもいろいろと提案を出していただいております。

その分につきましては、総務課についてもその内容についての確認をし、改善できるところは改善をしていきたいと思っております。

また、それ以外にも組合とか様々なところで職員の方の御意見を頂いています。

そのような中で、私たちも職員の時間外が減ったり、それこそ対応がいい形でできるようなことを考えておまして、よりいい形に改善をしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### **池田利幸委員**

研修を終えられた方々の声を色々と聞くことはもちろん大事でして、いろんな人からの話を聞くのはもちろん大事ですけど、この研修は、基本的に結果が出ないことにはっていう部分があり、業務改善の研修ってことは、基本的に結果が求められてる研修になります。

他の研修と違って結果が確実に求められんといかん部分になりますので、そこの部分は、これをやることによって職員も時間がつくれる、それが最終的に市民サービスに直結するという話になりますので、よろしくお願いしておきます。

続けて行かせてもらいます、214ページの一番上です。防災ラジオ放送委託料です。

この分は、ここ近年そこまで話題に出てないですけど、もともと災害が立て続けに起こっ

ていた中で町区の公民館とかにあるラジオですけれども。

放送では聞こえないとかいう部分で、災害があつて場所、また危険性がある場所には、個人的に防災ラジオをお渡ししますという部分で取組をされてたと記憶しているんですけれども。

現状が、どれくらい配布されていて、効果的に、要は、この委託料としてどういう委託をやっているのかというものと、あと効果はどう出てるのか教えていただいていいですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

防災ラジオにつきましては、もともとの導入した経緯につきましては、大雨特別警報であつたり、そういう警報が出たときに防災無線等で聞こえないという市民の方のお声があつたことがあり、様々な情報手段を調えるという点で導入したというところであります。

導入先につきましては、土砂災害警報区域に該当する方を対象といたしまして、現在117個の防災ラジオの配付を行っているところでございます。

ラジオにつきましては、ドリームスエフエムの下に放送をさせていただいているところです。

この分の効果についてですけれども、市としていたしましては、災害の情報を伝えるためには、様々な伝達手段が必要だというふうに考えております。

特に高齢の方であつたりしたときに、土砂災害警戒区域につきましては、緊急に避難するような必要があつたりする場合もありますので、そういうときに様々なチャンネルを基に高齢の方またはほかの市民の方にも伝わるように、そういうことで導入をさせていただいているところでございます。

#### **池田利幸委員**

災害警戒地域に対しては、もう全戸配布がされてるという理解でいいんですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

土砂災害警報区域の中で、御希望があつた世帯にということでさせていただいてるところになります。

#### **池田利幸委員**

山手が土砂災害なんで、基本的には山手側だと思います。

あとは浸水、南部の浸水危険地域だと思うんですけれども、しっかりと下野地区とかでも、もう完全に聞こえないっていう話の中で命を守るっていう部分では、そのラジオを入れている分はしっかりと有効活用してもらいたいなと思ってます。

それに絡めて、同じページの節18負担金、補助及び交付金のところの一番下で自主防災組織補助金が5万円とついていて金額的に少ないですが、基本的に防災ラジオとかを渡してい

る危険地域のところは、自主防災組織として意識を持ってもらうっていう部分が、かなり重要だろうと思うんです。

これも私の記憶ですけど、土砂災害警戒地域である神辺町とかその部分については、自主防災組織の組織化がされていなかったんでないかなという気もするんです。

要は、連携の中で災害地域の所は自主防災組織として危険性というものの共通認識や把握というものを促進してほしいなと思うんですけども、そういう災害警戒地域における自主防災組織の組織はされているのか、あとは鳥栖市内での自主防災組織の組織率はどれくらいになっているのか教えていただいていいですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

自主防災組織の組織率ですけども、今75町区のうち60町区が組織しておりまして、組織率でいいますと80%となっているところです。

まだ、組織をされてないところもございますけれども、そういう地域につきましては、自主防災組織を組織していただくように、市のほうからもお声掛けをこれからも続けていきたいというふうに考えております。

#### **池田利幸委員**

災害危険警戒地域に入っているところは、神辺町とか、その辺は組織されてるんですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

神辺町等につきましては、自主防災組織を組織していただいているところでございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

結構、広範囲で新しい住宅街と昔からの住民の部分のところで、なかなか組織しにくいという話を聞いていたもので、その部分で組んでもらっているなら災害意識という部分の発信というものを……。

この5万円がついているのは、新たに組織されたところに対する補助金という認識でよろしいですか。これ、もう最後の質問です。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

この自主防災組織補助金につきましては、自主防災組織を立ち上げるときと継続するときの補助というものがあります。

今回の補助金につきましては、弥生が丘中央区になりまして、補助額については、計上している5万円という形になっています。

内容につきましては、防災用の炊き出し用のこんろや炊飯器に関わるものについてを補助として認めているところでございます。

## 永江ゆき委員

まず、決算書の104ページ。

幾つかあります、節の12委託料のところ、音訳市報作成委託料ってありますけど、これは市報だけですか。議会だよりとかは入ってないですか。（「総務でない」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。

もう一つ同じところですけど。13ページ、先ほどのところです。

職員研修事業のところですけど、ここを見させてもらったときに新規の採用職員研修とか新任課長とか新任係長の研修というのはしていただいているように思えるんですけど、例えば全員がいろんなことを学んできたときに、先ほどもおっしゃられていたように総務のほうでいろんな情報を聞いてますと。それを部長クラスにお伝えするときとか、何か話を持っていくときにそこがブラッシュアップされてなかったら、すごくもったいないことになるんじゃないかなと思うんです。なので部長クラスへの研修ってあっているんですか。

## 緒方守総務部次長兼総務課長

永江委員の御質問にお答えします。

まず、部長に対しての直接の研修ということではございませんが、研修の中で階層別の研修というのをしております。

その分につきましては、例えば、新規採用職員だったり、係長、課長になったりとか、その時々で必要なことについてを研修の中で学んでいただいているところです。

そのような必要な知識、スキルを習得した上で、部長になっていただいているような状況でございます。

実際、研修につきましては、階層別研修と能力開発研修というのがございますが、能力開発研修につきましては、以前は市町村振興協会で行う研修として総務課のほうで対象職員を決めた上で受講してもらってたんですけれども、現在は全職員を対象として、希望される方については、研修を受けていただけるような対応を取っているところでございます。

また、それ以外に部長で受けられる研修といたしましては、令和5年度に限ったことではないんですけれども、障害者差別解消法ですとか、本年度からはカスハラ研修であったり、全職員を対象として研修をさせていただいているところです。

また、自己研鑽を様々な方にさせていただく、部長になられた方も対象といたしまして資格取得の助成制度というのを設けております。

その分は、いろんなことを学ぶことで若い職員が実際学んだことに当然、部長も新しく学ぶそういう姿勢を持っていただくような形でそういう資格取得も補助対象としているところでございます。

## 永江ゆき委員

ありがとうございます。

やっぱり人手不足というところが私は一番引っかかるんですけど、いろんな研修を受けられて持って帰ってきた情報で職員提案でいろんなことを提案されたときに、全員がブラッシュアップしていかないとその話は通用しなかったりとか、却下されたりとか、もしあれば、すごいもったいないことになるんじゃないかなと思うんで。市長もちろんですが、誰であろうとも、この間中村委員長が質問されたように、いろんな場でいろんな学びを得られてるんだなと私も思ってたんです。だから、みんなでブラッシュアップをしていく。

今の社会というのはすごい変化の流れが早いって私は感じてるので、ぜひ、みんなで行っていただければと思ってます。

## 緒方守総務部次長兼総務課長

永江委員からお話がありましたように、ブラッシュアップは重要だと思っております、以前の研修というのは課長級ぐらいまでを対象としたものが多かったんですけども、国の考えも大分変わってきたりもしております、令和4年度ぐらいから管理職の研修とかそういうのも新たに追加されております、そのような中で新しく現在の社会情勢だったり、コンプライアンス、ハラスメント、個人情報とか人権等も含めて、そういう研修が新たに設けられたりもしております。

そういう研修にも職員を派遣したりしておりますので、今後もよりよい形で職員の研修をしていきたいと思ってます。

また、今後定年の延長がございまして、60歳を迎えた時点で役職定年を迎えるようになってきます。

そのような方に対しましても、再任用とか定年延長になられた方に対しても、新たな研修を今後導入して行くように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ぜひ、みんなで学びながらレベルアップしていただけたらと思います。

ありがとうございます。

## 中村直人委員長

ほかにございませんか。

## 江副康成委員

市債の考え方について御質問したいと思うんですけども、その前に、今は実質公債費比率は幾つですか。

## 古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えします。

実質公債費比率は0.6%となっております。

**江副康成委員**

実質公債費比率ですが、当然、多いのか少ないのかを比較しなくちゃいけないと思うんですけれども、鳥栖市と同じような自治体の実質公債費比率ってどのくらいですか。

**古賀庸介財政課長**

今回、決算の委員会で配付をさせていただいております決算認定資料の6ページになります。

同じような団体ということではなく、佐賀県の10市比較ということになりますが、実質公債費比率……、例えば、佐賀市が令和5年度が2.4%、唐津市が13.5%、大体10%前後というような形になってるかと思います。

**江副康成委員**

あと一つ、決算資料を見ればいいのかもかもしれませんけれども、市債依存度ってあるじゃないですか。市債依存度は、令和5年度幾らですか。

**古賀庸介財政課長**

令和5年の市債依存度については、5.1%となっております。

**江副康成委員**

資料を頂いておりまして、令和5年度が5.1%ですけれども、令和元年度から5年分、令和元年度5.1%、令和2年度4.9%、令和3年度9.5%、令和4年度14.0%という形で庁舎とかそういうところの市債発行とか当然ありますんで、何かこの14.0%が異常値みたいに捉えられているのかどうか。

要は、そういうふうに感じてしまうというか、鳥栖市が望ましい実質公債比率ってどのくらいだと考えられてるのかなというのを聞きたかったんです。

**古賀庸介財政課長**

先ほどの数値が高いポイントの土地っていうのは、尼寺委員の御質問でお答えしました庁舎の建設で40億円ぐらいの事業があって、35億円ぐらいの起債をしましたので、そこは高くなっているかなというふうに思います。

あと、もう一つの御質問で実質公債費比率がどのくらいが適正かということでございますが、年々財政状況というのが変わります。

それと、今、取り組んでおりますところとして、公共施設の改修というのが、まだ始めてから7年か8年ぐらいになっておりまして、小学校とか中学校の大規模改修をはじめとして今から改修がありますので、今後、公債費比率については、起債を大きくせざるを得ないというふうには思っておりますので、高くなっていくということは想定をされます。

ただ、考えておかないといけないのは、実質公債費比率は18%以上を超えると許可団体に落ちますし、あと、計画を提出しなくちゃいけないようなポイントっていうものもございしますので、そこについては、18%以下に抑えるのは基本として、起債だけじゃなくて残高基金とかも活用しながら行いたいと思いますので、なるべくどこまでいっていかってという目標値はないんですけれども、なるべく高過ぎないように、そういった指標にならないような形では、財政運営をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### 江副康成委員

実質公債費比率を御存じかどうか、当然、直近3年間の平均ってことで、なかなか小回りが利かないというか、傾向で進んでしまうというところで慎重にならないといけないんじゃないでしょうか。

さっき御答弁があったように鳥栖市が高くなって0.6%、佐賀市が2.4%ですか。

唐津市が13.5%と言われて、私が調べたところによると全国の鳥栖みたいな平均が4.7%、政令指定都市が7%ぐらい。

要は、建設国債という言葉もあるように、結局、長期にわたって利便をもたらすものは、世代を超えて負担し合うというのが公債の考え方じゃないですか。

それからすると、鳥栖市でその辺りは直近のいろいろな財政のやりくりで厳しいときがあったというところのモードがなかなか抜け切れないっていうか、それがあるんじゃないかなと。

例えば、私は前は建設経済常任委員会にいましたけれども、道路の舗装とかという話があっても、1億円を2億円に一生懸命やっても、何かキャップがかかっていると。

やっぱり皆さんにとっていいものは、負担が可能であれば、そういう手当てをしてやれるような雰囲気をつくってもらいたいなと思ってるんですよ。

そういうやつは、こちらのほうが所管されてるって話で、総務常任委員会へ来ていますので伝えときたいなと思って、話題にさせてもらっていますけれども、そういうやっぱり中長期にわたってやらんといかん仕事なのかどうかということをきちんと吟味してもらって、そういうときには予算をつけて、結果として、少し上がっていても今言われる18%とか、現在は0.6%ですよ。18%は2桁違うとまでは言わんけど、桁が違うわけですよ。

そういうところを考え方として持っていただきたいなと思いますけど、いかがですか。

#### 古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えいたします。

現在も起債については、交付税措置があるものとかを中心に活用をしております。

先ほど言われた舗装事業とかについても、令和7年とか8年で切れるような起債もありますが、補助事業、それから河川の関係の起債、そういったものも活用しながらやっておるところでございます。

一方で、交付税がない起債というのは借金という面も当然ございますので、そこはバランスを持ちながら基金とかも活用しながら市債だけじゃなくて全体を見ながら予算編成に心がけていきたいと思っております。

#### **江副康成委員**

少なくとも公債を使って返済してる間ぐらいは、やっぱり利便性をもたらすような仕事ということで、腰据えてやれる仕事になってくるのかなと思うからですね。

大体、世の中の勢いのあるまちってのは、フレッシュアップというかそういうやつを投資して、やっぱり皆さんのために当然個人じゃできなくて、そういう厚みを集めて、市がみんなのために何かやってるわけだから、ぜひ、積極的に使っていただきたいということをお願いしておきます。

次は、102ページの過去文書PDF化業務委託料4,539万181円。

この成果、もう終わってるはずですから、課題解決及びどういう成果を上げたというふうにまとめられてるのかなというところをお聞きしたいなと思って質問しております。

#### **小森敏幸総務課文書法制係長**

江副委員の御質問にお答えいたします。当初は、予定処理数量としましては、全庁的に約270万枚の紙を処理する予定をしております。令和4年度に約62万枚をPDF化いたします。そして、令和5年度に156万枚の処理をいたしております。合わせたところで令和5年度上半期までの過去文書のコピー全てPDF化を完了しております。

#### **江副康成委員**

今のお話は、一般質問をして当然聞いているから、ある程度のことは分かって聞いているんですけども、PDF化することが目的とか成果なのかというような御答弁にも聞こえてしまっ、PDF化した後は何をするかという話で、PDF化した後に何をするようなことを考えられているのかということをお教えしてもらえないかなと思います。

#### **小柳秀和総務部長**

江副委員の御質問にお答えいたします。

過去文書をPDF化することによって、例えば、紙文書の保存の場所の減少とかという部分もありますが、PDF化することによって、データ化できるので将来的に検索するとか、そういう場合には役に立ってくるかなというふうには考えているところでございます。

#### **江副康成委員**

部長から検索というキーワードを言ってもらってよかったなと思って聞いてたんですけども、文書を10分の1ぐらいに圧縮して厳選された形で文書があると、同じような文書が必要か必要でないかに分けられるという話だったもので、私が思うような形で希少な文書という形で選り分けた訳ではないという話はあるんですけども。

今聞いたときに、新しい仕事に取り組むときに、過去に同じような仕事を行ったときに、こういった形のやり方でやったかというノウハウが過去文書にはあるやつも多々あるんじゃないかなと思うんです。

そういったところの着眼点が、後々仕事をする上で必要な文書だというようなフィルターというかそういったものをかけてるのか、今後かける予定があるのかを聞かせていただきたいんですけども。

#### **小柳秀和総務部長**

文書には保存年限が例規上決められておりますので、その保存年限によって何年保存するというものがある、それ毎にフィルターがかかるので、例えば、将来的に都市計画上必要な事業としてした場合、例えば10年保存だったということがあれば、その保存は10年間なので10年間の間で同じような事業があればその事業は使える、永久文書という分がありますので、そういう中で分けていくことになると思います。

#### **江副康成委員**

法に基づいて残す義務があるやつを整理して残しているという形で、それはそうでしょうけれども。

これからのA Iとかデジタル化とかいう中において研修の話もあったわけですけど、過去の先輩方が時間をかけて苦労した過去の記録、そういったものは、この仕事をやる時には類似の件がなかったかなという形で調べる方が、ぽんっと持って来て、それを共有して、仕事を進める。

同じようにはできないかもしれないけど、風呂の水は何なのかとか、そういうふうな取組とかやられるのが目的かなと私は密かに期待してはいたんですけど、そういうような使い方は今後予定はないんですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長**

現状の過去文書の保存につきましては、江副委員が言われてありますように、例えば、A Iとかを今後活用するような形にそのまま使えるかという、その辺については現状では難しいのかなというふうに考えているところでございます。

#### **江副康成委員**

一律にそういった形の仕分はできないんでしょうけれども、せっきくPDFで残して今後、

仕事する上においてよかったなと楽になったなというやつは、ぜひ残してもらいたいし、せっかく情報政策課でRPA——恐らくPDFだって基本的には文字を読み取れないような絵みたいでしょう。

となるとあれを使って文字化して共有できるような、そういう行政的内部の資産としてずっと構築していただきたいなということ、せっかく終わった時ですが、今言わないと言うタイミングがないもんですからお願いしますと、部長どうですか、お願いします。

#### **小柳秀和総務部長**

必要な文書につきましては、先ほど申し上げたとおり、例規で保存年限等が決まっております。そういう文書というのは逆に言うときちんと過去に残すべき文書というふうになりますので、将来的に必要な文書につきましては、適切に整理をしてきたいと思います。

#### **江副康成委員**

つけ加えて、保存年限が決まっていて、PDFは保存年限があろうがなかろうが、これは1回PDFにすると残すんですよね。多分そうだったんですよね。

#### **小森敏幸総務課文書法制係長**

PDF化したものについては、基本もともとが書庫が横溢しているところからスタートしているものですから、基本PDF化したものについては廃棄するっていう原則で行っております。

あと、PDF自体も保存年限が決まっております。

そして、データが蓄積していくともちろん記憶媒体ですから、これも膨らんでいくものですから、10年保存のものについては、10年たったらデータは消えるというような流れになっております。

#### **江副康成委員**

私にとっては結構重大な話で、それであれば、文書としての保存年限関係なく、将来の行政に使えるデータとして使えるから別途残すようなこと——論文でいうと引用される論文とかです。

それと同じように、よく使われる形で、保存年限等に関係なくみんなにとって有益だなというようなやつは残してほしいというお願いもつけ加えておきたいんですけども、部長いかがですか。

#### **小柳秀和総務部長**

何度も申し上げますけれども、例規上、一応保存年限が決まっておりますので、その保存年限に従って保存していく形にはなっております。必要なものについては、保存年限を変更することもありますので事業ごとに判断する形になります。

## 江副康成委員

次に行きます。

最後ですけれども、ふるさと寄附金は、今、商工観光課に移っておるんでしょうけれども、ふるさと寄附金で入ったものをどういう形で使っていくのかということは、ここで聞いていいのかなと思って聞いたんですけれども、いいですか。

## 古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えします。

ふるさと「とす」応援寄附金についても商工観光課の所管になります。

使途についても、商工観光課の担当にはなりますが、分かる分でお答えをいたします。

ふるさと寄附金につきましては、令和6年から使い道が以前は10項目以上ありましたが、現在、市長にお任せを含めて5項目に変更をいたしております。

それで先日の9月補正で議決いただきまして、9月補正で積立てを、令和5年度分の歳入から歳出を引きまして、その部分の積立てを基金のほうにいたしております。

これを当初予算編成の中で、使途を見ながら当てはまるような事業のほうに、令和7年度の当初予算に反映するように活用していこうというふうに考えております。

## 江副康成委員

基金の補助と寄附金の基金もあるけれども、商工観光課のほうでは、どっちかというところ集めることのほうに注力されて、それを10項目ぐらいあるじゃないですか。市長にお任せとかですよ。あるいは、スタジアムとかいろいろあるじゃないですか。

そういうところに振り分けるのは、財政課のほうが予算的にこれをやりたいと、予算つけてくれと言ったときに内容を見ながらそれに充てるという作業じゃないんですか。

## 古賀庸介財政課長

令和5年の決算の部分の積立てしておりますが、それを5年度の決算状況等を見ながら、担当の商工観光課のほうで大まかにそれをどういうふうな事業に活用するかっていうのを、充当していくとかそういうふうな形で考えております。

それで、令和7年度について、そういった事業に活用するような形で考えております。

## 江副康成委員

今の話からいうと商工観光課が第2の財政課みたいな形になるようなイメージを受けてしまったんですけれども、こういう事業したいからふるさと寄附金使わせてくれということを商工観光課にお願いするっていうか、回すんですか。

## 古賀庸介財政課長

商工観光課のほうで今、5分野に子育て教育と福祉とかそういったものを打って、寄附を

募っているわけですが、その金額につきましては、それを当初予算要求の際に、商工観光課のほうで、決算のこういった主要施策等を見ながら、こういった事業に活用したいという試案をつくりまして要求するわけですが、当然、財政課のほうでも、そこは査定という形で関わりを持って令和7年度の事業に有効に活用していきたいというふうに考えております。

#### 江副康成委員

今回、ふるさと寄附金で5億4,722万400円が収入として上がってるじゃないですか。

当然、商工観光課は経費50%ちょっとぐらいに、半分と実入りがと思っていいのかなと思うんですが、そういうような金額をさっき言ったような形で分けて使うような形になるということでもいいんですか。経費を差引いた。

あと本体からいうと、ふるさと寄附金が入ってきました、鳥栖から出ていきました、

その差額分ぐらいしか実質ふるさと寄附金では、鳥栖に実にならないからその分にするのかなというようなこともあるのかなと思いついて聞いているんです。

#### 古賀庸介財政課長

江副委員の御質問にお答えします。

先ほど言いました令和5年度の寄附金の歳入から募集等にかかった経費を含めまして、ふるさと寄附の経費を差引きまして——令和5年度にかかった経費を差引きまして、その部分をふるさと「とす」応援寄附金、基金に積立てをいたしまして、それを令和7年度当初予算に充当として活用したいというふうに考えておりますので、鳥栖市から他市町へ寄附をした部分で税額控除があった分等については、差し引かないということで考えております。

#### 江副康成委員

分かりました。

#### 池田利幸委員

江副委員の続きになるのかもしれませんが、基本的に差引額は、全額基金に積み立ててるっていう考え方でいいんですか。

#### 古賀庸介財政課長

池田委員の御質問にお答えいたします。

今、言われたように令和5年度の歳入から歳出を引いた全額を基金のほうに積み立てております。

#### 池田利幸委員

積立てた基金で5分類に分かれてるその項目の——ページとか資料がどこに行ったか僕も覚えてないんですけど、資料を見たときに、圧倒的に市長おまかせよりも子育てが断トツで

寄附総額も寄附数も多かったんじゃないですかね。12ページに載ってるんですかね。圧倒的に多かったはずなんですよ。

ということは、令和7年度を考えていく場合、教育、子育て、そこに対して結構厚くそこのお金を入れていくっていう考え方でいいんですか。大体もう通年、子育てが市長お任せと同じかぐらいであるはずなんです。

それに対して使い道としては、そこにかかなりの金額を今までも充ててきている、今回もその決算を受けて令和7年度ではそうやるっていう考え方でもうまとまってるってことですか。

#### **小柳秀和総務部長**

令和5年度決算における主要施策の成果説明書12ページの数字を基にお話をさせていただこうと思いますが、ここに記載していますのは寄附件数でございますが、こちらの方で考えておりますのはそれぞれのどういう事業に寄付をしたらよいかという思いがありまして、件数と金額のどちらで考えるかという部分も気になってくると思います、現時点では歳入で寄附が入ってきた金額から必要な経費を引いた残りの部分を基金に積み立てております。積み立てた中の割振りについては、金額ベースで行っていかうかなと現時点では考えているところです。その部分を一般財源としてそれぞれの事業に当てていく形になるのではないかと考えております。

#### **池田利幸委員**

私がイメージした資料とは、別の決算資料か会計監査の資料か何かで件数も金額も載ってるやつがあったので、それだったんで、これでは件数しか見えないけん金額も分からないだろうと思いますけど、ほかの資料で金額まで載ってるやつがありましたので、それがどれだったか忘れたんですけど。

基本的に、それでは令和5年度で基金として積み立てました。

今度7年度の当初とかやるときに、一般財源が繰り出すのではなくて基金を取崩してそれを一般財源に1回入れて事業費に充てるんですか。

そうではなく、一般財源をそのまま充てて基金は基金で取っておくっていう考え方になるんですか。

#### **古賀庸介財政課長**

ふるさと寄附金の活用方法ということですが、当初予算のほうで基金のほうから取崩しをいたしまして、直接その事業に充当するような形で考えております。

#### **永江ゆき委員**

同じところですけど、これって子育て支援なら子育て支援にしたいと思って寄附をされると思うんですけど、それってちゃんと報告とかは、ホームページか何かでされてるんですか。

#### 斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

総務課で持っていた分の時は、一般財源に全部基金をまだつくる前でしたので入れておりました。想定として、例えば、子育て支援でいえば子どもの医療費助成であったり、そういうものに全体的な中で充てていますよというようなところは、ホームページ等で周知はしておりました。

例えば、こういう事業に充てられていますということは、周知をしておりました。ですから、今、商工観光課のほうでも同じような形で使い道についてもホームページ等である程度は周知をしていくものと考えております。

#### 永江ゆき委員

ありがとうございました。

もう一つです。

決算書の102ページの基礎的なことなのかもしれませんが、例規集っていうのは、どういうものかを教えてもらえますか。

#### 小柳秀和総務部長

例規集は鳥栖市の条例とか規則を1冊にまとめたものを、多分お手元にお配りしている物では2冊になっていると思いますが、青い冊子でお手元に配っている物が鳥栖市例規集ということでございます。

#### 永江ゆき委員

その委託が454万7,400円、毎年かかっているということですか。

#### 小森敏幸総務課文書法制係長

具体的な業務委託の内容といたしましては、条例の改正であったり規則の改正が毎年改正、廃止等々ございます。それについてデータの変更を業者に委託して、それを原稿にもらってデータの変更で、これはホームページ上で例規集の公開等もしておりますんで、そのデータの管理であったり、紙原稿の差し替え、そういったものを含めたところでの業務委託が業務の内容となっております。

#### 永江ゆき委員

ありがとうございます。

この例規集を議員一人一人に2冊ずつあるんですね。

これを……そうですね、一部ずつあります。

これを持ち出すっていうことができないということで、いちいちその中が変わったら、全員分を替えられると思うんですけど、ネットで見れるし、これってやっぱり紙ベースで必要なんですか。

#### 小柳秀和総務部長

例規集につきまして、従前は、管理職以上と各課にと議員の皆様へ配付をしておりました。執行部につきましては、現在は各課配付をやめております。データ化のほうでデータで見てくださいということにしており、各部に置いている分につきましては、持ち出しとかで必要な分、会議とかに持って行ったりするときとか、打合せテーブルで見たりするときとか、比較するときに2冊あった方がよいとかそういう部分もあったりするので一部は残しているところがございます。その他、議会の分につきましては、各議員の皆様でどうお考えになられているかということがございますので、その点につきましては、議会事務局とお話をさせていただければと思います。

#### 永江ゆき委員

ありがとうございます。

私としては、データがここにあるので必要ないかなと思ったので、ぜひまた相談させてください。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

#### 松隈清之委員

また繰り返しになりますが、職員研修のケースで主要施策の成果の説明書13ページ。

もちろん、これ毎年あるじゃないですか。要は、毎年やって成果っていうのが、今のスタイル変更はちょこっとずつされているけど、今のスタイルで研修の在り方っていうか、人材育成の在り方っていうのが、これが今のところ正解だろうなという認識を持っているのかどうか。加えて言うなら、要は、満足しているか。

もちろん毎年やっているんですよ。毎年やってきて、市の幹部が思うような職員がちゃんと育っていつているという実感があるなら、これはそれでいいのかなと思うし、違うなと、これをやっているんだけど、このままで本当にいいんだろうかみたいな、このやり方がそもそも正しいのかとかです。

#### 小柳秀和総務部長

研修としては、今回お示しした資料13ページの分につきまして、基本的な能力知識を習得させるという部分と、階層別、能力開発での基礎的な能力知識を習得させるという部分については、必要だというふうに思っております。あと、階層別につきましても、新規採用職員であれば新規採用職員向けの研修がありますし、管理者、監督者とかになれば一緒に働く職員への対応等含めたところで研修をしていきますので、そういう部分では必要だというふうに思います。能力の部分につきましては、今の制度で事足りてると言われると市民ニーズ

が多様化しているとかいうふうにありますので、それにどれだけこの研修も多様化させるかという部分は課題であるというふうに考えています。あと派遣研修につきましては、市町村アカデミー、国際文化アカデミー自治大学、あと、職員を鳥栖市以外の機関にも派遣したりしておりますので、その研修については、人づくりとかよその組織を学ぶとかという部分で有意義なものであるというふうに考えております。トータル的に考えますと、現状の部分は維持しつつ、やはり市民のニーズに合った形での研修については、今後も考えていかなくてはいけないというふうに考えているところです。職員のスキルアップで今年度からこういう資格を取りたいという部分等があれば資格を取れるような支援をしていくという部分で、資格取得制度等をつくったということでございます。

#### 松隈清之委員

もちろん、このやっていることが駄目とかって言っているわけじゃないんですよ。これはこれで必要なのかもしれないし。

ただ要は、自分たちが目的を持って、こう書いてあるように職員の資質能力の向上を目指し研修を通してすぐれた人材の育成を図るんでしょう。

だから、すぐれた人材の育成を図りたいんだけど、自分たちが要求するように、実際、もう何年もやってきてるんだけど、実際やってきていて、それに満足しているのであればこれはこれで先ほど申し上げたようにそうなんだけど、そうでないのであれば、考えなきゃ、追加するのか、変えるのか。

実際、研修ばかり増やしたら、それはそれでまた職員の負担になるんで、それはそれでどうかとは思いますが。

今、この金額が351万5,000円ですよ。金額の大小ではないかもしれないけど、人材育成にかかるコストとしては、僕から言わせると物すごい安いんですよ。

結局、人それぞれ職員一人一人のスキルだとか意識も含めて上がることで、結果、仕事ができるわけですよ。

人が足りないっていうのも、もちろん現実的に足りないものもあれば、生産性が上がることで、仕事でそんなに人が要らなくなることもある。

だから、本当に必要な研修だったりとか、こういうものが今足りてないなっていうのであれば、僕はもっと予算かけてでも人材育成って物すごく大事だと思います。

だって、人は必ず辞めていくから常に新しく入ってきて、常に新しく入ってきた人たちを育てないといけないので、そういう意味では、もうちょっとこの研修っていうのは、結果お金がかかっても問題ないだろうし、自分たちが望むような育成が図られるようなお金の使い方をもっとしていいんじゃないかなっていうふうに思います。

緒方守總務部次長兼總務課長

この職員研修の費用ですけれども、この前の市町村振興協会の分については負担等がございませんので、職員については、受け入れていただくので、それ以上の研修をさせていただいているところではございます。

それと内容の変更等についてですけれども、この中で上げさせていただいてますチューター制度というのは、新しく新採職員が入ってきたときに、仕事を進めていったり不安に感じることを、なかなか係員の職員に相談がしづらくなっていう御意見があったところもありまして、そういうところでチューター制度を新しくつくって、若手の職員の相談に乗る方のための研修というのを新たにつくったりですとか、それ以外にも各課のほうから御相談いただいた研修につきましては、新たに追加をいたしまして、受けられるようなことを考えてやらせていただいているところでございます。

松隈清之委員

結構です。

中村直人委員長

他にありますか。

「発言する者なし」

暫時休憩します。

午後 2 時27分休憩

~~~~~

午後 2 時35分再開

中村直人委員長

再開いたします。

質疑を続行します。

尼寺省悟委員

2点だけ、さっきの確認です。

基金について、あんまりよく聞こえなかったんですが、財政調整基金については前回、標準財政規模との比率ですが、15%から20%ぐらいが適当と言われていますが、令和5年度の9月補正後で40億円と、この程度は維持していきたいと。

この考え方には、変わりはないということでいいですか。

古賀庸介財政課長

昨年度尼寺委員の御質問にお答えした分としては、昨年度の9月補正後の財政調整基金現在高が約40億2,000万円ということで、この程度にしていまいりたいとの趣旨で申し上げております。

今年度につきましては、令和6年度9月補正後、現在高が約38億9,000万円となっております。

今回もこの程度は維持していまいりたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

それからもう一点。

減債基金とか公共施設整備基金とか都市開発基金については、現在、市が考えるとおりに順調にきちんとそれなりに積立てをしてるという考え方でよろしいですね。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えいたします。

令和5年度につきましても御答弁させていただいたとおりに積立てをしておりまして、令和6年度もその予定で考えております。

尼寺省悟委員

もう一回言うと、市が考えている基金の必要額をそれなりにちゃんとためているということでもよろしいわけですね。

古賀庸介財政課長

尼寺委員が言われたとおりでございます。

中村直人委員長

ほかにございますか。

江副康成委員

98ページの総務の給料以下のところになるのかなと思うんですけど。

今、定年延長で再任用とかあるじゃないですか。

再任用の要件とか、再任用の人にはどういう仕事を任せるとか、そういう規定はあるんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今年度60歳を迎えられる方については、定年延長ということで62歳までがそのまま職員で、役職定年になって2年間は通常の職員という形になります。

それ以降、お仕事をされたいという場合は、65歳まで暫定の再任用という形になります。

そのほか2年ごとに1歳ずつ延びていって、最終的には65歳が定年という形になります。

役職定年を迎えられた方の仕事等につきましては、どういう形がいいのかというのは、ほかの自治体もいろいろ考えられているところですが、基本的には今まで経験された内容だとか、そういうところを若手の方に継承していくと、そういう形で国も言われております。

そういう形だとか、人員配置等を見ながら、適切な形で職員配置に努めてまいりたいと考えているところでございます。

江副康成委員

先ほどからカスハラとか、いろいろ話があるじゃないですか。

今、若い方が辞められたり、あるいは心の病気になったりとか、いろいろあるでしょう。

そうしたときに、役職定年を迎えられた方は人生経験が豊かやろうし、職務のノウハウも当然、持たれている。

週5日じゃなくて、3日かな、毎日じゃなくてもいいみたいな感じで、ずっと気を張らんといかんわけでもないというところで、今だから若手の後輩を助ける、育てる、再任用の方にカスハラとか積極的に対応してもらおうとか、そういうような職務の振り方とかできるのかなと、いろいろと研修を受けて思ったものがあるもので。

それが可能かどうかだけ教えてください。

緒方守総務部次長兼総務課長

江副委員の御質問にお答えいたします。

今まで60歳を迎えられる前まで、様々な部署でいろいろな経験をされています。

若手職員からの相談を受けたりとか、窓口対応とかでも様々な経験をされておりますので、カスハラへの対応ということになるか分かりませんが、そういう経験を生かした形で配置に努めていきたいと思っております。

特に、若手職員は先ほどのチューター制度ではありませんけれども、ほかの課も業務をしていく中でなかなか相談ができないと思われる方もいらっしゃると思いますので、今までの経験をそういう方に相談できるようなそういう形も考えていきながら、体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

江副康成委員

ぜひ強靱なスタッフを養成してもらうようにお願いしまして、終わります。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

暫時休憩いたします。

午後 2 時41分休憩

~~~~~

午後 2 時48分再開

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

総務部

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

次に、契約検査課、庁舎建設課、出納室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について、総務部関係のうち、契約検査課、庁舎建設課、選挙管理委員会事務局、出納室、監査委員事務局の主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書の57ページ、58ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金につきましては、旧庁舎本館の解体工事に対する補助金でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

71、72ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節4選挙管理費委託金につきましては、令和5年4月9日に執行予定でありました佐賀県議会議員選挙の県委託金でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に89ページ、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債、2つ目の新庁舎整備事業につきましては、旧庁舎本館の解体工事に対する借入れでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

山津和也会計管理者兼出納室長

それでは、歳出についてご説明を申し上げます。

まず、出納室関係でございます。

決算書の107、108ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについてご説明いたします。109、110ページをお願いいたします。

節11役務費のうち、備考欄の一番上、上から2つ目公金振替手数料等につきましては、各金融機関への手数料で、市民税、軽自動車税、国保税などの口座引き落としや窓口収納などに要する手数料でございます。

その下、指定金融機関公金取扱手数料につきましては、指定金融機関であります佐賀銀行の公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上、出納室関係の説明を終わります。

加藤正彦契約検査課長

続きまして、契約検査課分の主なものについて説明させていただきます。

決算書111、112ページの中段をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8契約検査費につきましては、契約管理システム及び電子入札システムの使用料などでございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

119ページ、120ページをお願いいたします。

主要施策の成果の説明書は26ページになります。

目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節12委託料につきましては、新庁舎への移転業務委託料、落成式の開催業務委託料等でございます。

節14工事費につきましては、各課窓口などを案内するサインやブラインド等の取付けの工事費、旧庁舎の解体工事費、市庁舎敷地の外構工事費及び南別館改修等の工事費でございます。

なお、市庁舎敷地の外構工事につきましては、継続費を設定しており、令和6年度へ330万円を繰り越しております。

節17備品購入費につきましては、新庁舎で使用しております机や収納庫、会議用テーブルなどの備品の購入費でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

123、124ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会委員の報酬、事務局職員の人件費、選挙管理委員会委員に対する費用弁償や投開票システムのリース料などがございます。

次に125、126ページをお願いいたします。

目2選挙啓発費につきましては、明るい選挙ポスターコンクールなど、選挙啓発に係る諸経費でございます。

目3県議会議員選挙費につきましては、先ほども申し上げましたが、令和5年4月9日に執行予定であった佐賀県議会議員選挙の準備に要した諸経費でございます。

天野昭子監査委員事務局長

続きまして、決算書127、128ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費のうち、主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、監査委員2名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、職員3名分の人件費でございます。

節8旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償で、全国、西日本、九州の各監査委員会の定期総会や研修会への出席に要した経費でございます。

節12委託料につきましては、工事監査を特定非営利活動法人西日本建設技術ネットに委託し、建築では文化会館大規模改修工事、土木では四阿屋周辺整備事業、橋梁上部工工事をそれぞれ監査をしております。

以上で、契約検査課、庁舎建設課、出納室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局関係の決算の主なものについて説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

決算書125、126ページで、目3県議会議員選挙費です。これは県議会議員選挙が行われることで準備をしていただいていた部分だと思うんですけど。

最終的に無投票で、不用額を見たときに、不用額ってそんなに出ていないと感じたんですけど。

これは無投票になろうと投票になろうと、かかるお金っていうのはそんなに市としては歳出の部分では変わりはないっていうことになるんですか。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

まず、令和5年度の決算額につきましては、令和4年度予算で既に準備した分はもう令和4年度決算で終わらせています。

令和5年度の予算で使った分が今回決算で出てきておりますけれども、一概に比較できないと思うんですけども、一つの選挙を行いますと、大体2,000万円前後のお金がかかります。

過去の実績でいきますと、また話が出ておりますけれども、令和3年の衆議院選挙がトータルで2,000万円ほどかかっております。

それからその翌年、令和4年7月に執行されました参議院選挙、これが2,150万円ほどかかっています。

これはもう投票まで終わっている話です。

今回の決算に上がっています県議会議員選挙は結果として無投票になりましたけれども、当然、準備に要した経費があるので、その分は決算に出てきたと。

ただ当然、予算としてはありますけれども、要らないお金というのはある程度固まっております。

ただ、県議会議員選挙ですので、先ほど歳入でも御説明申し上げましたが、県から委託料としてお金が入ってきますので、そこら辺は県とやり取りをしながら、要らない部分については減額補正をしてやってきた結果が令和5年度の決算額という形になっています。

池田利幸委員

そうしたら、基本的に補正の時点で県への返還金だとかの処理をしているから、不用額としては出ていないという判断でいいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。

ありがとうございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

ss

ss

工事に着手できる時期のめどがついたため、外構工事（北側）・（植栽）について改めてのスケジュールでございます。

なお、外構工事（北側）の工事エリア内に、外構工事（植栽）の工事エリアが重なることから、外構工事（植栽）の工事スケジュールにつきましては、先行する外構工事（北側）の工事スケジュールと調整が必要となりますので、現時点では、見込みで記載をさせていただいております。

現在の資機材の納期の長期化や作業員等の不足等が今後の工事スケジュールや工事費に与える影響も考えられるところでございますけれども、新庁舎整備の完了に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

今後も適切に御報告をしながら事業を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

御報告は以上でございます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですのでは何か確認しておきたいことがありましたらお願いしたいと思います。

伊藤克也委員

今、駐車場の整備を進めていただいているんで、その件で1点だけお願いというかあって。

1週間か2週間ぐらい前に執行部からのお願いということで、南側の駐車場からの出入りを停止するという案内が来たんです。

工事のために停止するっていうのは分かるんですけども、動線上、歩行者が通れないんですよね。

南別館を利用する方がここを一切出入りができないことによって、かなり不便であると思うんですけども。

その辺の認識はどのようにお考えか教えていただければと思います。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

車と人の通行のために、庁舎の南側に仮駐車場を設置をいたしまして、これまで御利用をいただいております。

仮駐車場の付近は外構工事の範囲内となっております、今後、駐車場、駐輪場等の整備の工事に着手するため、仮出口の封鎖をしたものでございます。

現在、南別館のほうには庁舎内にとめられた場合には、西側の出口のほうから道路を通っていただいて、今までよりも長い距離を通っていただいて南別館までお越しいただいていると認識をいたしております。

業者のほうにもいろいろ相談をいたしまして、外構工事の施工計画とかを工夫して歩行者の通路を先に確保できないだろうかという御相談もいたしたんですけれども、今の工事施工計画とか、建設関連資材の調達計画、それに工事エリア内を通行する歩行者等の安全の確保等で、工事エリア内に早期に歩行者の通路等は確保難しいというふうな御回答も頂いております。

ただ、先ほど申しましたとおり、今は庁舎の敷地を通っていただいていますんで、できましたらといいいますか、今のところ南別館の付近に何とか駐車スペースを確保できないかというところで――障害者の方とか思いやり関係のスペースですけれども、そういったものを確保できないか、今、検討しているところです。

伊藤克也委員

今日も見てみると、やはり西口から出て、歩行者の方が南別館を利用するために何人か歩いているのを見かけたんです。

例えば、1か月封鎖するっていうことならまだ我慢もできると思うんです。

話を聞くと、半年ほどそこを封鎖したままと聞いているんです。

そうだとすれば、さっき課長は業者と相談しながらするんだけれども、なかなかいい返事を頂けないということだと思うんですが。

歩行者の動線の確保をそこを最初にやってもらって、何とか人が通れるぐらいの動線の確保はできるんじゃないかなと個人的に思うんですが。その辺はやっぱ難しいですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

仮設の階段も検討はいたしたんですけれども、蹴上げの高さが高かったり、踏み面の幅が狭かったりというふうなことで、ある程度歩行に支障がある方とかっていうのは、階段の上り降りっていうのは、危険が伴うものなのかなと考えております。

また、雨でぬれたりしますと、滑りやすくなりますんで、けがをする可能性もあるということで、仮設の階段っていうのは今のところは見送っているところでございます。

伊藤克也委員

工事の内容がよく分からないんで、どういう手順で進められていくのかっていうのがよく分からないんですが、例えば、先に南口とかに工事を着手していただいた上で、その工事が済み次第、仮設の歩道なりを造っていただく手順とかは、その辺も無理ですか。その辺の相談とかもされましたか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

おっしゃるとおり南側の南別館寄りのほうを先に施工できないかというようなことも相談はしたんですけれども、やはり物の調達であつたりとか、施工の計画であつたりとかという

ところで、業者としては先には難しいということでの回答でございました。

伊藤克也委員

物の調達っていうのはよく理解できないんだけど、例えば、そこが無理だとしたら、南別館の正面を先にしてもらって、そこに取りあえず仮設で駐車場を整備するとかもやっぱり無理ですか。

向こうを先にやってもらうとか、その辺のことも相談というか、検討はされましたか。

牛島直茂庁舎建設課庁舎建設係総務主査

今おっしゃられている先週から通行止めにしたエリアですけれども、あそこが屋根つきの鉄骨を建てるような通路になっておりまして、そういう通路になっております。

あとL型の擁壁だとか、コンクリートで通路を造るような収まりになっておりますので、その工事を行うに当たって、建物の申請がありまして、その申請がおりるのが、およそ10月末ぐらいの予定です。

それで、そこから鉄骨を建てるっていう許可がやっておりますので、11月からしか建てられない状況です。

そして、その後、外構を仕上げていくとなりますと、11月、12月、1月と3か月はどうしても業者のほうがかかるというのと、あと、そこに重機がどうしても——通路の西側のほうも外構を仕上げるということで、そちらのほうでも重機が回るということで、業者のほうも安全通路がなかなか確保しづらいというのと、物の納期ということで、どうしてもあと3か月から4か月は必要だということで御回答を頂いております。

伊藤克也委員

よく分からないんだけど、例えば、南別館前の工事の手順を先にやっていただいて、そこに駐車できるスペースとかを先に確保できるとかっていうふうなことは、可能性としてはないっていうか、できないんですか。

牛島直茂庁舎建設課庁舎建設係総務主査

今、南別館近くが上がってくるような収まりになりますので、車をあちらのほうの近くにとめるっていうのは、どうしても南側からのほうしか入ってこれないような状況になります。

そうするとやはり南側のほうの工事も終わらないといけないということで、なかなかそこだけ終わったからっていうところで場所が今、確保できないような状態です。

伊藤克也委員

ということは、現在でいくと、歩行者の方に関しては、6か月は丸々西口から出てもらって、歩いて南別館まで行ってもらえないっていうふうなことですか。

牛島直茂庁舎建設課庁舎建設係総務主査

およそ4か月程度かかる予定です。

松隈清之委員

今、南別館に来られる方の用事っていうのは専ら何ですか。

森田智博庁舎建設課庁舎建設係長

一般の方で来られますのは、1階にある年金センターとハローワークの方に来られております。

松隈清之委員

あそこに寄りつけないんやったら、その機能だけ何か月かこっちに持ってくることで逆にはできないんですか。

向こうに行けないんだったら、こっちにそのスペースを確保してあげて、その全部じゃないにしても、市民向けにできる業務の一部がこっちのどこかにスペースを確保してあげて—例えば、3階の自販機のところとか、市民対応できるスペースをこっちで確保してあげたら、わざわざ向こうに行かなくてもいいじゃないかと。

森田智博庁舎建設課庁舎建設係長

年金センターやハローワークともに専用の端末と専用の回線を独自に運用されておりますので、なかなか庁舎内に新たに急に設置することは、現状としては難しいところでございます。

伊藤克也委員

そもそもそこを完全に閉鎖するっていうのは、当初から想定をされていたんですか。

それとも急に業者との話の中で閉めざるを得ないっていうふうになったんですか。

そこを教えてもらっていいですか。

牛島直茂庁舎建設課庁舎建設係総務主査

南側外構工事の当初の計画から閉じるように計画はしておりました。

ただ、今まで業者と話して、当初からそこに区画をしたいっていう話があったんですけど、それはいろんな方に御迷惑がかかるので、もう最後の最後まで、施工する直前まで区画は待ってほしいというところで、それが今になったっていうところでございます。

伊藤克也委員

そうなれば、最初から南別館を利用されている方たちには、その旨はお伝えをされていたわけですね。南別館に入っておられる方たちには、その旨を最初から伝えられていたということですね。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

周辺で工事をするというふうなことは当然、伝えておりますけれども、工事の施工手順と

ですので、移っていただいた当初のときに、ああいう形になるというのは御説明してないと思います。

だから駐車場は半年程度利用できなくなる可能性がありますっていうことを、当初から言われていたわけではないということですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

伊藤克也委員

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

工事が進んでいく中で、要は工事に入るような段階になってから御説明はしております。

いつぐらいの話でしょうか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

すいません、よく記憶しておりませんが8月下旬ぐらいからだったと思います。

伊藤克也委員

確認しておきます。

中村直人委員長

いいですか。

〔発言する者なし〕

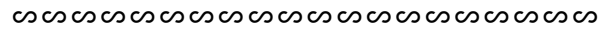
それでは、議案外の報告を終わります。（「現地視察」「現地視察はないですね」と呼ぶ者あり）

=====

中村直人委員長

それでは、現地視察はないようですので、28日、29日は休会、30日は午前10時から委員会

を開きますのでよろしくお願いいたします。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時25分散会

令和 6 年 9 月 30 日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 有馬秀雄

市民課長補佐兼整備係長 栗山英規

市民課長補佐兼市民係長 下川有美

市民環境部次長兼保険年金課長 佐藤道夫

保険年金課健康保険係長 宮田昭江

保険年金課国民年金係長 徳淵文子

税務課長 佐々木利博

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課管理収納係総務主査 田中美香

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長 増田義仁

環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

5 日程

市民環境部審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第29号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時32分開会

中村直人委員長

本日の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

市民環境部

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

今日は市民環境部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

おはようございます。

令和5年度決算審査をいただく前に、一言御挨拶を申し上げます。

市民環境部関連につきましては、市民協働課、市民課、保険年金課、税務課及び環境課の5課分となります。

関連する決算の科目につきましては、一般会計におきましては歳入の主なものとしたしまして、市税のほか、各種証明やごみ処理等の手数料等でございます。

令和5年度は市民環境部全体で146億8,375万7,975円の歳入がございました。

歳出といたしましては、総務費、民生費、衛生費等のそれぞれの一部が主なものでございます。

令和5年度は市民環境部全体で歳出総額39億8,621万3,938円となっております。

また、一般会計のほかに、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の2つの特別会計を所管しております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額76億1,873万9,165円。

歳出総額74億8,706万3,540円の決算となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額10億4,014万68円。

歳出総額10億1,471万980円の決算となっているところでございます。

決算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明を申し上げますので、どうぞよろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

#### **佐々木利博税務課長**

ただいま議題となっております、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についての市民環境部関係の主なものについて御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入歳出決算書の41、42ページをお願いいたします。

款1市税につきましては、決算書の収入済額の数字を説明させていただきます。

収入済額139億1,625万3,977円で、令和4年度決算額と比較しまして、1億3,989万6,179円の増収となっております。

では、個別の税目について御説明させていただきます。

まず、項1市民税、目1個人の節1現年課税分の収入済額は38億9,922万3,985円、節2滞納繰越分の収入済額は2,966万2,381円となっております。

次に、目2法人の節1現年課税分の収入済額は15億6,176万1,600円、節2滞納繰越分の収入済額は125万4,559円となっております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分の収入済額は67億7,959万7,442円で、節2滞納繰越分の収入済額は2,093万8,411円となっております。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国、県が所有している固定資産税に対して交付される交付金で、収入済額が1,515万900円となっております。

次に、項3軽自動車税、目1環境性能割の収入済額は1,124万5,300円となっております。

目2種別割の節1現年課税分の収入済額は、2億2,993万8,600円。

節2滞納繰越分の収入済額は142万5,902円となっております。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税につきましては、収入済額6億5,159万2,911円となっております。

次に、項5都市計画税、目1都市計画税の節1現年課税分の収入済額は7億774万5,055円、節2滞納繰越分の収入済額は218万5,831円となっております。

次に、項6入湯税、目1入湯税につきましては、収入済額453万1,100円となっております。

以上、市税の現年課税分の収入済額は138億6,078万6,893円で収納率は99.5%となっております。

滞納繰越分の収入済額は5,546万7,084円で、収納率は32.1%となっております。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

続きまして、49ページ、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料の主なものは、備考欄上段の斎場使用料でございまして、斎場利用件数820件のうち、市外利用者32件を含む斎場使用料でございます。

#### **有馬秀雄市民課長**

51、52ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明等手数料1万9,058件分が主なものでございます。

次に、53、54ページをお願いいたします。

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料1万6,604件及び住民票証明手数料3万4,968件分が主なものでございます。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済票や新規登録時の鑑札の交付手数料などでございます。

節3清掃手数料のうち、備考欄の一番上、ごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績による手数料収入、その下の廃棄物処理依頼手数料につきましては、2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集及び小動物死骸の一般持込みに係る処理手数料でございます。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

資料55、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、情報通信技術講習事業費補助金につきましては、デジタル技術の必要性を理解し、活用することにより、生活の利便性を向上させていく国民のデジタルリテラシー向上事業として国から助成を受けたもので、各地区のまちづくり推進センターで実施しましたパソコン教室の開催に係る経費のうち、講師への謝金が主だったものでございます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

続きまして、61、62ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金、備考欄1行目の国民年金事務費交付金につきましては、国民年金資格の取得、喪失等の事務経費に対する交付金でございます。

次に、款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金、備考欄2行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の4分の3を県が負担したものでございます。

#### **佐々木利博税務課長**

続きまして、71、72ページをお願いします。

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税費委託金につきましては、市県民税納税義務者1人当たり3,000円を県より受け入れる県民税徴収等委託金でございます。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

73、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、備考欄上の廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約4,700平米を有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸付けしておりまして、その土地の貸付料でございます。

次に75ページ、76ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目6地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、地域環境整備基金の一部について、地域環境整備のための事業の財源として一般会計に繰り入れたものでございます。

詳細は後ほど歳出で説明をいたします。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

続きまして、79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入、備考欄4行目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務受託料につきましては、本業務に係る人件費及び事務費について、県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

次に83、84ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金480万円のうち、360万円につきましては、田代大官町及び養父町のコミュニティ活動の備品整備に要する経費に対し助成を受けたものでございます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

続きまして、85、86ページをお願いいたします。

同じく雑入で備考欄2行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、県後期高齢者医療広域連合への派遣職員の人件費相当分と後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費などについて、県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

次に、衛生雑入でございます。

鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から当該組合へ派遣しております職員の人件費を受け入れたものでございます。

次の令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和4年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

次の佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合へ派遣しております職員の人件費を受け入れたものでございます。

次の令和4年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和4年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設設置に伴う建設協力金で佐賀県東部環境施設組合より支払われたものでございます。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

次に89、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、麓まちづくり推進センター改修事業に伴う起債でございます。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

目2衛生債、節1清掃債につきましては、次期リサイクル施設整備に係る敷地造成実施設計に伴う起債でございます。

歳入の説明は以上でございます。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、歳出について御説明をいたします。

決算書113、114ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

市民協働推進費につきましては、市民活動支援事業や男女共同参画推進に係る経費のほか、法律相談や消費生活相談を行うための経費、国際交流に係る経費などが主なものでございます。

115、116ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対します自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターの会計年度任用職員35人分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

需要費につきましては、光熱水費が見込みより少なかったため、170万1,170円の不用額が生じております。

次に、117、118ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきましては、まちづくり推進センターの施設管理及び事業運営に係る委託料のほか、麓まちづくり推進センター大規模改修工事監理委託料でございます。

次に、節14工事請負費の営繕工事費につきましては、若葉まちづくり推進センター屋外広場、フェンス設置工事のほか、鳥栖まちづくり推進センター分館集会室及び若葉まちづくり推進センター旧管理人室の空調設備改修工事を行ったものです。

そのほか、麓まちづくり推進センター大規模改修工事を行い、経年劣化への対応のほか、防災機能の充実などを行っております。

節18負担金、補助及び交付金のコミュニティ事業補助金につきましては、歳入で御説明をいたしました、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用いたしまして、田代大官町及び養父町の備品整備に対しまして補助金を交付いたしております。

また、自治公民館建設等補助金につきましては、町区の公民館等の新築、増築、改修工事を対象に助成を行うもので、令和5年度につきましては、柳区区民会館、儀徳町公民館、三島町公民館の改修工事に対し補助金を交付いたしました。

市民協働課分につきましては、以上です。

#### **佐々木利博税務課長**

119、120ページをお願いします。

項2徴税费、目1税務総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、税務課職員33名のうち31名分の人件費でございます。なお、2名分につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

次に、目2賦課徴収費、節11役務費につきましては、納税通知書、督促状の発送に要する通信運搬費、コンビニやスマホ決済収納事務手数料や滞納整理に係る預貯金調査手数料でございます。なお、郵送料が見込みより少なかったため、不用額が100万293円となっております。

121、122ページをお願いします。

節12委託料につきましては、固定資産税の土地を適正に評価するための固定資産評価業務委託料や地方税共通納税システムの税目拡大への対応や軽自動車税電子化に係るシステム改修の経費でございます。

また、コンビニ交付システム改修委託料につきましては、所得課税証明書をコンビニ等で交付するためにシステム改修を行ったもので、令和4年度から全額を繰り越したものでござ

います。

次に、節13使用料及び賃借料につきましては、滞納管理システムや土地評価システムの利用料、地方税の電子申告や共通納税のサービス使用料などがございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、法人市民税の確定申告に伴う還付金や市民税、固定資産税などの税更正に伴う還付金でございます。

なお、不用額につきましては、法人市民税等の還付金が見込みより少なかったため、額が大きくなっております。

#### **有馬秀雄市民課長**

続きまして、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費について御説明いたします。

節1報酬から節3職員手当等及び、123、124ページの節4共済費までは、市民課職員17名分及び会計年度任用職員7名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、収入印紙や県証紙の購入が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明の発行を行うための戸籍総合システムやマイナンバーカード交付管理予約システムクラウドサービス利用料及びプリンター等の事務機借上料でございます。

市民課分につきましては、以上になります。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

続きまして、141から142ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節2給料から次のページの節4共済費につきましては、県後期高齢者医療広域連合への派遣職員の人件費などがございます。

また、節18負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、本市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分で、市の負担分は12分の1となっております。

節27繰出金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金を後期高齢者医療特別会計に繰り出したものでございます。

次に157、158ページをお願いいたします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費、節1報酬から節13使用料及び賃借料までは国民年金事務に従事する年金保険係職員3名と会計年度任用職員2名の人件費や事務経費でございます。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

続きまして、環境課分の主なものを御説明いたします。

165ページ、166ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節12委託料のうち、備考欄の一番下、旧ごみ焼却施設解体調査委託料につきましては、主要施策の成果53ページでお示しをしております、真木町の旧ごみ焼却施設の解体に伴いまして、焼却施設の解体方法及び跡地利用の検討、並びに交付金申請の検討に当たり、調査委託業務に要したものでございます。

次に、目2斎場費でございます。

節10需用費の主なものは、主要施策の成果54ページで示しておりますけれども、斎場の燃料費、光熱水費でございまして、主に火葬に要した灯油代、電気料でございます。

また、修繕料につきましては、火葬炉や空調機等の修繕に要したものでございます。

節12委託料の主なものは、備考欄上の施設運營業務委託料でございまして、火葬炉の運転や受付業務など、施設の管理運営に関する委託料で、令和元年10月より有限会社筑紫環境サービスと3年間の業務委託契約を締結しております。

次に167、168ページをお願いいたします。

項3清掃費、目1清掃総務費、節2給料から節4共済費までは環境対策課職員14名分と鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合への派遣職員6名分、計20名分の人件費でございます。

節12委託料につきましては、主要施策の成果55ページでお示ししておりますけれども、次期リサイクル施設整備事業に関するもので、備考欄一番上の草刈等委託料につきましては、次期リサイクル施設用地の文化財の確認調査に伴う草刈り、樹木伐採業務に要したものであり、1,100万円については、工事費に組替えを行っております。

次の測量委託料につきましては、次期リサイクル施設用地の測量業務に要したものの、調査設計委託料につきましては、次期リサイクル施設用地の埋蔵文化財発掘調査に伴う防災対策検討業務に要したものでございます。

節14工事請負費につきましては、次期リサイクル施設の埋蔵文化財発掘調査に伴う防災対策工事費分でございますが、防災対策工事に期間を要し、年度内の完了が困難として、先ほどの草刈等委託料からの組替え分と合わせて翌年度に繰越しをしております。

節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄一番上の鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、主要施策の56ページを示しておりますが、令和5年度まで稼働していましたが、みやき町のごみ処理施設の解体準備に対する負担金、それから、鳥栖・三養基西部環境施設組合の構成市町1市2町の当該年度の負担金の総額が9億9,932万9,000円でございます、そのうち、本市の負担金額が6億6,691万7,000円となっております。

次の佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、主要施策の成果57ページを示してお

ります。

本年4月より稼働しております、ごみ焼却施設及び次期リサイクル施設建設に係る当該組合への負担金でございます。

佐賀県東部環境施設組合の構成市町2市3町の当該年度の負担金の総額は13億5,530万5,000円ございまして、そのうち、本市の負担金が、6億1,282万1,000円でございます。

次のごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、主要施策の成果58ページに示しております。

佐賀県東部環境施設組合が行います広域ごみ処理施設整備事業に伴い、当該施設の周辺地域の生活環境の保全及び増進並びに地域の活性化を図ることを目的としており、次期リサイクル施設が所在する自治会の立石町が行う放送設備更新事業に対し交付したものでございます。

立石町内に設置しております放送設備スピーカーが老朽化し、放送が聞き取れないなどの不具合が生じていたため、住民の避難誘導等に支障を来すおそれがあるとして、立石町区長からの要望に基づき、更新工事を行ったものでございます。

なお、この財源につきましては、先ほど歳入で説明いたしました、地域環境整備基金から同額を繰入れしております。

それから、節24積立金につきましては、歳入で説明いたしました、佐賀県東部環境施設組合より支払われました令和5年度分の次期ごみ処理施設建設協力金でございまして、全額を地域環境整備基金へ積み立てるものでございます。

次に、目2塵芥処理費でございます。

節10需用費のうち、主なものは、備考欄一番上の消耗品費でございますが、指定ごみ袋の作製費用でございます。

節11役務費の手数料につきましては、指定ごみ袋の市内指定販売店へ支払う販売手数料、それから、節12委託料のうち、主なものといたしましては、169ページ、170ページになりますが、備考欄の上から2つ目、塵芥収集運搬委託料につきましては、各家庭から出される燃やせるごみの収集運搬に要した委託料。

その下、資源物回収指導等業務委託料につきましては、主要施策の成果59ページでお示しておりますが、真木町の資源物広場を利用される市民の方へ分別指導や補助業務と回収した資源物の運搬等に要した委託料でございます。

その次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区で実施をしております資源物回収用のコンテナ配付及び回収した資源物が入ったコンテナの収集運搬業務に要した委託料でございます。

次に、目3し尿処理費のうち、節18負担金、補助及び交付金のし尿処理負担金につきましては、収集したし尿について、下水道浄化センターで処理していることによる下水道事業会計の負担金でございます。

以上で、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、市民環境部関係分について主なものを説明させていただきました。

御審査のほどよろしく願いをいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

42ページです。

歳入の部分ですけれども、款1市税、項1市民税、目1個人、4段目の個人の現年課税分と滞納繰越分のところで、不能欠損でまず教えてほしいのが、現年課税分で不納欠損額が出るっていうのはどういう場合なのか。

現年で不納欠損が出るのかなっていう部分と、不納欠損額が914万2,978円となっているのが、もうコロナの時期の状況も含めて、ここ近年の推移っていうのが、どうなっているのかを教えてくださいいいですか。

#### **佐々木利博税務課長**

まず、不納欠損で個人の現年課税分のところにあります34万円っていうのは、外国人さんとか所在不明の方がいらっしゃいますので、そういう方を現年課税で不納欠損させてもらっているというのがございます。

あと、近年の推移としましては、不納欠損額としては年々減少しているところでございます。

#### **池田利幸委員**

不納欠損が減少しているっていうことは、相談なり何なりで払えない——落とさなきゃいけないっていう分は大分整理ができてきているっていうことになるんですか。

それとも、もともと順々に欠損していったから、欠損額が少なくなっているだけっていう判断になるんですか。

#### **佐々木利博税務課長**

滞納繰越しする金額が減っている、滞納者が減っているっていうところもございますし、年々、不納欠損させてもらっていますので、その経過として、減っていったという形になっています。

#### **池田利幸委員**

未収入額とかその辺まで含めて、今、個人さんの状況だとか、法人さんの状況——市税としての状況は上向きにきているっていう判断をされているのか、その辺はどうですか。税収から見る市内の動きというか、お金の動きは市として、今、どう判断されている状況ですか。

**佐々木利博税務課長**

市民税の個人につきましては、年々納税義務者も増えていきますし、調定額としても増えていきますので、収入としては上がっていると考えております。

法人につきましても、令和4年度と令和5年度につきましては、調定額としては落ちていきます。

ただそれは、新規に機材投資等で法人税額が下がっているの、市県民税も下がっているということで、企業としての収入としては上向きになってるかと考えています。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**池田利幸委員**

続けて、118ページの節17備品購入費、これは市民協働課です。

御説明の中で防災関係の備品とかもこれで充てられているっていう御説明をされたと思うんですけど。

そこは違いますか。聞きたいのは、各まちづくり推進センターとかが指定避難所になっていることが多い中で、近年、防災というか、いつ災害が起きるのか分からないというところで防災備蓄だったりとか、簡易トイレだったり、その辺の整備率がどうなっているのか。

あとは、ほかのところで聞いたことがあるんですけど、庁舎の備蓄は大体何日分とかいう部分で、まちづくり推進センターとか、何人入れてその分を何日分ぐらいの備蓄っていう考えの下に置かれているのかっていうのを1回確認させてください。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、118ページの施設用備品購入費等がございするのは、まちづくり推進センターで使用する備品の購入ですので、令和5年度につきましては、麓まちづくり推進センターの大規模改修工事に伴いまして整備をした備品が主なものというふうになっております。

そして、御質問にありました避難所として整備すべき備品等につきましては、市民協働課ではなく総務課が計画を立てて備蓄品等を整備してございます。

ですので、市民協働課といたしましては、まちづくり推進センターで行います主催講座であるとか貸し館で使用する備品について整備をいたしております。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### 永江ゆき委員

同じく116ページで、節18負担金、補助及び交付金のところですけど。一番下のまちづくり一括補助金。

これはまちづくり推進センターが、学校が早く終わる曜日にされている取組ですか。

#### 原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、116ページのまちづくり一括補助金につきましては、8地区のまちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

ですので、今、委員御質問の放課後子ども教室の部分だと思いますけれども。

こちらにつきましては、補助金ということではなく、主催講座で実施をいたしておりますので、支出の項目といたしましては、まちづくり推進センター費の中の報償費であるとか、消耗品等につきまして、そこに計上いたしているところでございます。

#### 中村直人委員長

主要施策の成果がありますので、そこら辺にも載せてありますから。

#### 永江ゆき委員

分かりました。

それと市民活動支援補助金です。これはスタートアップとかの件ですよね、それは令和5年度は前年に比べてどうだったのか教えてもらえますか。

#### 築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

令和4年度が100万円（160ページで「80万円」に訂正）だったかと思います。

ですので、今回が77万3,768円ということで、80万円から1件、ステップアップの1事業より2万6,232円返金がありましたので、この額の決算となっております。

団体としては6団体ほどで、例年とあまり変わらないんですが、スタートアップが多いと低くなりますし、ステップアップだとかパワーアップが多いと30万円と1件が多いですので、令和4年度は少し多かった（160ページで「令和4年度も令和5年度とほぼ変わらない」に訂正）と思います。

令和5年度は1団体しかステップアップがなかったのも、スタートアップが5団体と多くて77万3,000円ほどの返金となっております。

例年と変わらない団体へ支援を行っております。

#### 永江ゆき委員

この事業は何年ぐらい続いていて何団体が取っていて、その後どうなっているとか、今後どういうふうにやっていこうかっていうところって答えられますか。

**築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長**

いつからなのかっていうのが、すぐに資料がないんですが、かれこれ10年ほどは行っています補助事業でして、どうしても少ない年もあります、多くて落とすときもあるんですが、例年、大体、五、六団体を補助しながらどうしても足りないときは2次募集をしながらという形で、せっかくの110万円の補助分の事業をぜひフル活用していただくように市民活動センターとタイアップして行っている次第です。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

今後の方向性の部分でのお答えといたしまして、今、築地係長が申し上げましたように、応募される団体についてはまだ安定しているということではございません。

年によって増減がございますし、今回のように補助事業としても活用できた年と活用できていない年がございます。

このあたりの状況を見ながら、あるいは市民活動団体のニーズを伺いながら、今後の方向性については定めていきたいと思っておりますが、当面は現状のまま継続して様子を見たいというふうに考えております。

**永江ゆき委員**

多分、去年とかも何回かやり取りしたことがあると思いますけれども、やっぱり使いづらいっていう声がすごく多いんです。

これが市民活動団体を活性化させるための起爆剤みたいな感じで、多分、目的はそうなのだと思いますけど、実際10年ほど続けられてきて、実際そうになっているのかといたら、私の知っている限りではなかなかこう力をつけることができずに活動が静かになっているんじゃないかなっていう印象を受けているんですけれども。

どこが使いづらいのかとか、どういう支援があったら、これが生きてくるのかという、その辺の検証ってされていますか。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

使いづらいという御質問につきましては、これまでの御質問等の中であつたかというふうに思います。

確かにこの補助金につきましては、市民活動団体の自立が目的で、そこに対して補助をするという性質のものでして、全て市民活動団体の御要望に応えるという性質のものではないということは、まず御理解をいただきたいというふうに思います。

そういった中で、今後、使いづらいという声はお伺いしますけれども、補助金があるがゆえに使えない部分というものもございますので、そういったところを多くの御意見を頂きな

がら、今後も検討していかなければならないと思っております。

基本的には団体の自立を促すような性質の補助金というふうに私どもとしては捉えておりますので、御理解いただけたらと思います。

#### **永江ゆき委員**

そうだと思いますけど、この補助金って事業を応援するための補助金だからこそ規制があると思うんです。

だから、市民活動団体を支援する事業ではないような気がするんです。

だから例えば、人件費が出ないとか、経費のここは出せないとか、これでこういうふうなことができないという規制が結構されている部分で、だんだん面倒くさくなっていくという声をよく聞くんです。

だから、活動団体としてのエネルギー源がなくなっていく。

事業が終わったら、終わってしまうっていうものを感じられているんじゃないかなと思いますけど。

要は、目的をしっかりと考えていただいて、事業名を変えるとか、その事業じゃなくて、団体を支援するものというところを考えていただけたらなと思いますけど、いかがでしょうか。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

今の永江委員からの御意見も、また、それぞれの団体からの御意見等も伺いながら、今後については検討してまいりたいというふうに思います。

#### **永江ゆき委員**

ぜひよろしくをお願いします。

本当に団体さんの声を聞いていただいて、方向性をしっかりと定めていただけたらと思います。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **池田利幸委員**

170ページです。

不法投棄防止パトロール委託料です。

この部分ですけど令和5年度の実績と効果をどのように判断されているのか、まず教えてもらっていいですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

不法投棄防止パトロールにつきましては、年に24回行っております。

1回当たり3時間程度時間をかけて、パトロールをしていただいておりますが、大きな不

法投棄があったというような報告については頂いておりません。

**池田利幸委員**

あと、不法投棄が頻発する所、大量廃棄とかある場所に監視カメラをつけられてるんですけど、それは市内に何か所で、今はどこの部分につけられていますか。

**井本慎太郎環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長**

—————〔発言取り消し〕—————

**池田利幸委員**

何でこれを聞いたかといいますと、つい先日ですけど弥生が丘の日立物流さん裏——弥生が丘の南区ですかね、定期的に清掃してくださっているみたいなんです。

トラックで4杯分ぐらいの不法投棄ごみ——要は、トラックのドライバーがごみを捨てていく。

そこのごみがたまっているところに粗大ごみとかも捨てられているっていう現状で、近くにトイレがないからひどいことにペットボトルにふん尿をして詰めて捨てているっていう現状です。

今、パトロールに行ったけど大きな物はありませんでしたって御報告をされたと思うんですけど、そういう話が市内でいっぱいあるんですよ。

今、あえて防犯カメラはどこにつけているんですか、監視カメラはどこにつけているんですかとお伺いしたのは、そういう部分を把握——市に相談をされているはずなんです。

市は知っていないことは、まずないはずですよ。

この間も回収の部分は市にお願いするから、市に処理してもらうからって言われていたんです。

もうそこまでひどいなら町区の皆さんがするんじゃなくて市にお願いするかと。

企業に納品するためのトラックドライバーたちにその市道すら占有されて大型車の牽引のものも置かれて、そういう悪状況になってさらにそこに見えないからと言って不法投棄をしているっていう現状が往々にあっていて。今回は弥生が丘ですけど、グリーンロジスティックパーク周辺も基本的に同じような状況があっている。

そういう中でなぜ企業を誘致して、開発してというのはもちろん行政で、会社が建っているのは会社で、そこに納品しているのは会社に関係ある人で。だけど、ごみを処理しなきゃいけないのは近隣住民さんというのはおかしいんじゃないかと思うんです。

防犯パトロールでお金を出して雇っていますけど、成果はありませんでしたというのはもちろんおかしいんじゃないですかと思うんです。

そういうところほど企業と連携しながら、状況に応じて監視カメラをつけて監視していま

すなりの用意をしてやる必要があるし、それを市が出すか民間が出すかは別として、その交渉はしなきゃいけないんじゃないか。

その交渉は、区長さんたちとか住民さんは企業には年に何回か言っていたけど、何も改善にならないと、市にも言ったが、今じゃ言っても一緒だと。もう自分たちでするしかないという現状自体おかしくないかなって思うんです。

そういう部分が往々にしていっぱいあるのに、年に何回かの防犯パトロールでぐるっと見回ってありませんでしたは、基本的にやっていないのと一緒にじゃないのかなと。

きつい言い方とかひどい言い方になるかもしれないですけど、ただ、それだけ住民さんがかぶってやってもらってるっていう現状があるのは理解すべきだと思いますし、そこに対する対応っていうのをやっていただくべきじゃないかなと思うんです。

その辺は区長会だとかでお声をしっかり聞くべきじゃないかなと思うんですけど、どう考えられますか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

今、弥生が丘の事例を池田委員から御紹介いただきました。G L Pのお話もあったかと思いますが、G L Pの部分では、以前、商工観光課からもその立地する企業の皆さんのほうで、今、言われた停車するトラックから排出されていると思われるごみ、その中には先ほど御紹介があったような人の体内から出るようなものも含めて出ているようなことも聞いておりまして、企業組合的なところで清掃活動を地域でやられているというようなことも聞き及んでおります。

弥生が丘の件につきましては、そういった事例もありますということで、さきほど御紹介いただいたんですけれども、そこらあたりは特にトラックが往来するところにそういった事例があり、また、企業の皆さんが地域の皆さんと一緒にやられているというような現状も、今お話しがありましたので、そこらあたりは確認の上必要な対応について検討してまいりたいと思います。

#### **池田利幸委員**

ぜひお願いします。

企業さんがやっているわけじゃなくて、企業さんもう野放しで、住民さんが自分たちの町だからやるしかないからやっている現状があります。

特に、暗くて目につかない、やっぱり影の部分で一回散らかると、もうどんどん増えていく。ごみが捨ててあるからいいやということで、不法投棄も増える悪循環になっているみたいなので、その部分は、やっぱり行政としても対応っていうか、しっかり相談に乗ってやってほしいなと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**尼寺省悟委員**

2点聞きます。

1つ目は主要施策の27ページです。

市税の適正賦課及び徴収率向上事業というのが27ページにあるんですが、その事業内容の一番下のところに、一方で滞納者の生活状況等を調査し、必要に応じた滞納処分の停止の措置を講じたと書いてあるわけですが。

この滞納者の生活状況等の調査ですね。これは具体的にどんな調査なのか。書類上で調査しているだけなのか。それとも家庭訪問とか、そういったことをして調査しているのかということ。

もう一つは、必要に応じた滞納処分の停止。

滞納処分の停止をする場合の基準というか、必要に応じてという書き方をしているんで、よく分からんけど。

どういった形で停止の措置を講じたのかということ。その数と件数、その辺を3つ聞きたいんですが。

**横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長**

滞納処分の停止の要件につきましては、地方税法の第15条の7に滞納処分をする要件が3つ定められております。

まずは滞納処分をすることができる財産がないとき、2つ目は滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、3つ目にその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときという3つの要件が定められております。

滞納処分の執行停止につきましては、滞納者と面談や財産調査——給与照会とか預貯金調査など、客観的な調査を行いまして、この3つの要件に該当するかどうかを判断して、該当するのであればそういった滞納処分の執行停止をかけております。

件数といたしましては、令和5年度で申し上げますと、15条の7の1号につきましては、68件、2号につきましては、178件、3号につきましては、14件となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

**尼寺省悟委員**

面談と言われてたけれども、面談というのは実際に、家庭訪問とかで面談しているのかと

ということが一つと。件数を言われたんですけど、件数というのは昨年と比べてみると増えているのか、減っているのか、その辺を2つ聞きたい。

**横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長**

面談につきましては、今、徴収の係の人員が非常に窮迫しておりまして、直接、滞納者のところに伺うような状況にございませんので、来庁して面談を行っております。

件数につきましては、ほぼ毎年同じような数字で推移しているところでございます。

**尼寺省悟委員**

家庭訪問するんじゃなくて、実際に呼出して該当者の方はちゃんと来られる？

**横尾光晴税務課長補佐兼管理収納係長**

接触がなかなかできない方もいらっしゃいますけれども、そうやってきちんと相談に来られる方もいらっしゃいます。

面談ができない場合につきましても、先ほど申し上げたような調査で、財産状況というのはおおむね把握ができていると思っておりますので、それを基に適切な滞納処分の執行停止に取り組んでいるところでございます。

**尼寺省悟委員**

なかなか人数が少ないから、行くのが難しいという話ですけど。

確かに聞いた話によると介護保険の滞納者に対しては、直接に家庭訪問等をやって相談に乗っているという話も聞くんで。

ただ、人数が少ないということであれば、その辺は……、問題があると思うんですけど。

できるだけ滞納者や生活状況を把握できるような対応をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、59ページです。

資源物の回収の表が載っていて、これは前も議論になったと思うんです。

ごみ対策リサイクル推進事業ということで、3番のところに効果というのがあって、資源物回収量が令和3年、令和4年、令和5年とこれはずっと減っているわけです。

本通町区でも毎月資源物回収作業をやっているって、私も毎月行って、やっているんですけども。

見た感じ、そんなに減っているという印象はないんですが、この数字だけ見ると減っているということです。

これ以外に、例えば、スーパーとかコンビニ、そういったところでも回収をやっているから、その量は把握できないということですが。

それを踏まえた数で、全体としてこういった状況なのか。

要するに、鳥栖市民の資源物回収に対する意識といったものは、あまり増えていないと。

あるいはそうではなくて、もう高値でこれがぎりぎりなんだと。

その辺はどんなふうに見ておられるんですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

尼寺委員から今御紹介ありましたように、確かに近年の数値を見てみますと、資源物の回収量については減少傾向となっております。

その背景の一つには、今、言われた店舗等による回収、そういったものがあるのは確かに大きいと思っております。

市民の意識はどうかというところでございますけれども、市民の皆さんの意識っていうのは、年々高まってきているものというふうに思っております。

空き缶とか瓶、ペットボトルについては、減少傾向であって、プラスチック類等については以前からそういったお話もあっておりますけれども。

これから、もっと我々としても市民の皆様へ周知活動を行う中で、このあたりの適正な分別、そういったものに一層努めていく必要があるというふうに思っております。

**尼寺省悟委員**

少なくともこの量で市としては満足していないと、もっともっと引き上げると、そういった観点を持っていると思ってよいわけですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

なかなか総量をつかめないというところもありますけれども、市民の意識向上については引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

**尼寺省悟委員**

確かに量がつかめないというようなことで、コンビニやスーパーに行ったら独自で行っているが、あそこの量を把握するという方法は取れないわけ。もちろん、コンビニとかがやっている数字は、これには入っていないと思うけれども。

その辺の市の全体の量を把握するために、そういったところがどのくらい集めているのか。簡単に、聞くとか、量を計るとか、何か方法は考えたことはないですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

現在、町区で取り組んでいただいている分については、町区住民の方ということで一定把握もした上で収量等も把握できておりますけれども、店舗等につきましては、今、お話ありましたけれども近隣からもお店等に立ち寄って、その際に捨てて行かれる方、処分される方もいらっしゃると思いますので、総量については、なかなか把握は難しいのかなと思っております。

**尼寺省悟委員**

ただ、令和3年、令和4年、令和5年と減っているけれども、コンビニとかスーパーでどれだけの量を回収しているかは分からないけれども。

令和3年度、令和4年度、令和5年度あって同じようにあそこだって回収しているわけよね。

だから、あそこの回収量がぐーんと増えたと、結果として減ったということなら分かるけどその辺のところが変わらないと、変わらないならばこれは減っているんだから。その辺の傾向が分からないことには対策も立てにくいという気がするけれども、その辺はどうなんですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

実際、回収できている量を把握するというのができれば、全体的な量というのがこういったものに出てくるかと思うんですけれども。

そこらあたりの店舗等の量を把握するっていうのは、現状なかなか難しいのかなという部分と、そういったところについては、検討も含めて難しい部分もありますので、今後の課題、勉強の材料とさせていただきたいと思っております。

#### **尼寺省悟委員**

量が把握できないという問題は、別に鳥栖市だけの問題でなくて、よそだってみんなそうだと思うんです。よそだって同様にやっているんだから。

他市は、そこはもうしょうがないんだというふうなことなんですか。

その辺について、よその自治体に何か聞いていないですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

私どももそこは正直気になっているところではあるんですけれども、今、お聞きしている中では、そういった把握をできているところの情報についてはつかめておりません。

#### **永江ゆき委員**

同じところですけど、把握しにくいだろうと思いますけど、企業のほうもごみを削減してこういう姿勢とか、企業って環境に対して何かしら、結構考えて動かれ始めているんです。

セブンイレブンさんとかもプラスチックを紙に変えたりとかされていますので、聞いてみたら意外とぱっと出てくるパターンもあるかもしれないので、ぜひスーパーとか一度聞かれてみてはどうかと思います。

尼寺委員もおっしゃったように、量とか数とかその辺がしっかり把握できていないと、どれだけ効果があったのかってはっきり答えられないと思うので、ある程度把握する方向で努めて、駄目だったらそれは仕方がないですけど、やってみていただけたらと思います。

## 松隈清之委員

同じところですけど、スーパーとかで回収してるやつとかっていうのを、それこそ分かるところもあれば分からないところがあるっていう数字に頼ることにあんまり意味はないと僕は思っているんです。

それよりも、ごみとして来たやつを定期的に——今でもやっていると思うんですけど、成分分析、可燃物でどんなごみが入っているのかとか、要は、リサイクルできるものがリサイクルされずに燃やされているということのほうがむしろ問題なので、全量は無理だと思うけれども、どういうごみが出ていて、ここのリサイクルはまだできていないよねとか。

何らかの形で鳥栖で回収しなくても、よそで回収されていけばいいわけですよ。鳥栖でどれだけ集めるかの話じゃなくて、鳥栖でどれだけ資源になるべきものが燃やされているとか、そっちを分析して、じゃあこれはもっとリサイクルを進めるべきだっていうものがあれば、それをやればいいと思うんです。

わざわざ鳥栖に捨てに来る人もおるし、鳥栖の外に捨てに行く人もおるし。そんなあやふやなごみの量を計測することに意味がないと僕は思います。

## 永江ゆき委員

別のところですけど、いいですか。

主要施策の成果21ページです。

その事業内容の2番の市民活動センター補助金に関してですけど。

この市民活動センター利用者の1万640名という内容とか相談件数とか分かったら教えてください。

## 築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

市民活動センターの令和5年の相談件数は、団体数が300団体、利用者数が1万540人、月平均で25団体の887人ほどになっております。

相談件数としまして、令和5年度は個人で35件、月平均3件、団体でも50団体、月平均4団体が来ております。

## 永江ゆき委員

件数的に個人が35件で団体が50件ということですよ。

ということは、85件の相談内容で利用者の数が1万640人ということは、この残りってどんな形で利用されているんですか。

## 築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

相談はしなくても会議とか、中だけで使いたいってところで使っている方もいらっしゃると思いますので、相談に限らず利用者っていう形で統計を取っておりますので、いろんなイベント事があったり、講習会をするとそこで多くなってるっていう形なので、秋口が結構イベントが多いですので、秋はとても多くなっております。

#### **永江ゆき委員**

693万3,000円という、この補助金で生み出せたと思われる効果を教えてください。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

市民活動センター補助金につきましては、693万3,000円ということでございますけれども、基本的には、大部分を占めるのが人件費になってございます。

主な成果といたしましては、市民活動センターで事業を様々行ったものが主な成果というふうにはなってまいりますけれども、大きなものとしては、やはり市民活動団体からの相談をお受けする、必要なアドバイスを行う、そのアドバイスの中には、市が行っている助成制度ではなく、民間団体が行う助成制度等を御案内しているというものもございます。

また、先ほど係長から申し上げましたように、市民活動団体と市民をつなげるイベントを毎年、定期的に行っているところがございます。

それで目玉となる大きな成果というのはなかなか見えてございませんけれども、そういった活動を継続していくことで成果を上げるように努めているところでございます。

#### **永江ゆき委員**

いつもいらっしゃるのはいくつか、3名ですか、4名ですか。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

大体3名から4名です。

勤務日数上のところで3名のときもあれば4名のときもございます。

#### **永江ゆき委員**

3名から4名で693万3,000円ということですけど、この市民活動センターというのが、すごく重要なポジションだと思うんです。

市民活動団体を育成、支援することができたっていうふうに書いてありますけど、どのような形で育成したという判断をされているのか教えてください。

#### **築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長**

育成という形でスタートアップで事業の最初の取っかかりの補助っていう形をしております、その1年間の中で市民協働研修会をしたり、市民フェスタをしたり、団体交流会をしたり、活動の登録団体の支援をしたり、専門相談をしたり、広報事業をしたりしております。

その中で、いろんな団体さんと顔のつながる関係づくりを行いまして、この事業とこの事業を合わせるととてもいい取組ができるよという形で取り組んでいる団体さんもいらっしゃいますし、今、子供の居場所とか子供食堂も多いですので、その団体さんをつなげたり、年に1回フードバンクとか防災講座をしております。

その中で繋がれば継続する、ふつつと切れないような、次の補助はこういうのもありますよと、民間の補助もクローバーだよりの中で紹介しながら、ほかのところの補助も使いながら立ち上がり支援がずっと継続できるような、スタートアップ、パワーアップになるような支援を行っている次第です。

### **永江ゆき委員**

私も防災講座に参加させていただいたんですけど、市民団体の代表の方がいらっしゃって、そこから先がなかなか進めていないんじゃないかなっていう印象があったんです。

なので、その広がりとか深さとか、市民が活性化していくための、市民団体がやっぱり活性化していかなければ、なかなかここって難しいんじゃないかなと思うんです。

ですので、私は指定管理がいいんじゃないかなと思うんです。

だけど、この3名から4名の方々が専門的な知識があるとか、これでやる気が出るぐらいの給料とは思えないので、自分たちでやっぱりまた別の補助金とかも申請されている状態だと思うんです。

ということは、なかなか自分たちの力を発揮できにくいぐらいの金額じゃないかなと思いますので、もうちょっと市民活動団体からも、その活動センターからも、いろんな声をしっかりと聞いてもっとよりよい補助金の出し方とかやり方とか在り方とかも少し考えていただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

### **築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長**

センターとは毎月定例会を行っております、いろんな補助の在り方とかを様々検討しております。

その中で、3人と1人アルバイトがおりますが、必ず600万円だけに限らず、あそこはNPO法人鳥栖市民活動ネットワークという形でNPO法人ですので、そのほかにも寄附だとかいろんな収入も少しあるということで聞いております。

うちとしては、鳥栖市民活動センターの分の事業を担っていただくために、令和5年度は693万円といたしまして、相談事業が主でしたけどいろんなイベント事業を行っていただきました。

今後も事業を継続する相談が多くなるかもしれないんですが、月1回の定例会の中で様々

検討しながら、今後も継続できたらと思っております。

**永江ゆき委員**

分かりました。

センターの使い方として、会議とかは1時間以内っていうふうに決められているのは、鳥栖市民活動センターのルールでしょうか。それとも、そういう市民協働課の補助金の中のルールでしょうか。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

市民活動センターでのルールということです。

**永江ゆき委員**

分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、先ほどの次のページです。22ページです。

これって大体、世帯数に限らず、この一定の100万円少し超えた金額がまちづくり推進協議会に割り当てられているんですけど、これは何が基準でこういう金額になっているんですか。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まちづくり一括補助金につきましては、その名のとおりスポーツ協会に対する補助金であるとか、交通対策協議会に対する補助金、地区社協に対する補助金、そういったものをひっくるめて、交付をしているものでございます。

地区ごとに均等割ということではないんですけれども、同じ金額を均等に各地区に交付しているものもございしますが、世帯数割で交付している部分もございしますので、そういったところで金額に少し差が出てきているところでございます。

**永江ゆき委員**

世帯割でも考えてあるということで、この金額になっているっていうことですね。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

厳密に申し上げますと、スポーツ協会に対する補助金の積算については、世帯割（160ページで「人口割」に訂正）となっております。

**永江ゆき委員**

分かりました。

例えば、動いてくださっている交通安全対策協議会やスポーツ協会も人数的にはあんまり変わらないぐらいいらっしゃるっていうことですか。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まちづくり推進協議会を構成する団体の人数に関しましては、例えば、今言われたように交対協の指導員の方が同じ数おられるのかということは、把握してございませんけれども、

地区によってそこは人数が異なっているというふうに考えております。

その指導員の人数は積算の中に含めていないということでございます。

**永江ゆき委員**

これは各町から何か意見とかはないんですか。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

特に各地区からの御意見というのはございません。

先ほど申しましたスポーツ協会であるとか、交通対策協議会、あと青少年育成会、そして触れ合いのまちづくり事業補助金といって、社会福祉協議会で、もともとあった補助金を一括して交付をしているものでして、さきほど各委員からあったような御質問である、金額が足りないとか、不公平だといった御意見は、これまで頂戴したことはございません。

**永江ゆき委員**

分かりました。

次の24ページです。

放課後子ども教室事業に関して、これはどういう形で講師の方が選ばれているのかを説明をお願いします。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

放課後子ども教室につきましては、市の主催事業で行っておりまして、講座の内容等につきましては、各まちセンで企画、検討しながら、講師の方を当たっております。

講師をお願いする際には、もちろん、各まちセンでのつながり、情報共有しながらの部分もございますけれども、関係機関等に紹介や依頼をしながら、情報収集に努め、講師の依頼に努めているというふうになっております。

**永江ゆき委員**

分かりました。

そうしたら、もしかしたら偏っている可能性もあるということですか。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

放課後子ども教室の事業につきましては、9月議会の一般質問の中でも御答弁としてさせていただいておりますけれども、お琴教室であるとか、書き方教室、ダンスクラブであるとか、各センターとも、そういった多岐にわたっております。

ですので偏っているという認識はございませんけれども、ただ取り組んでいる内容は、ばらばらではありますけれども、同じ講師が幾つかの地区を講師として回っているということもあるとは思っております。

ただ、子供たち向けの取組でございますので、体を動かすような取組もあれば、文化的な

活動もあるというふうに考えております。

#### **永江ゆき委員**

例えば、私は英語を教えたいっていう人がいらっしゃったら、まちセンに申込みっていうか、されたら、もしかしたらそこが採用される可能性もあるっていうことですか。

#### **原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

無いとはいえないというふうには思っております。もちろんあり得ることだとは思っております。その方の実績であるとか御経験あたりを踏まえてということになるかと思えますけれども。

#### **中村直人委員長**

ほかにありますか。

#### **江副康成委員**

42ページです。

市民税の現年の不納欠損の池田委員の質疑応答を聞きながら質問したいと思ったんですけれども、よろしいですか。

市県民税といって、基本的に市民税と県民税は一緒に徴収しているじゃないですか。

県民税の傾向も同じと思ってよろしいんですか。

市民税は95%で徴収されている話があるじゃないですか。

県民税は県から市に徴収してくださいと、徴収してくれたら負担金か何か知らんけど、お金をもらえるじゃないですか。

その辺り、県の情報とか我々は分からんけど、同じ傾向なのか、どうなのか。

#### **佐々木利博税務課長**

市県民税というのは、併せて収納しますので、県への払込みっていうのは、案分率っていう形で一定の率を掛けて県にうちから払い込む形になります。

ですから、県の収納率も市の収納率も同じ数字になるので、傾向としては同じです。

#### **江副康成委員**

市民税は決算の場で認定して、頑張りましたねという形で言うんですけれども、県は県の役人っていうか、職員さんのところで、ルールを決められて、これ以上やったらオーケーとか、そういうところの何か——当然、市町いっぱいあるじゃないですか。

不公平もいろいろあるでしょうから、その辺りの県とどのくらい徴収してくださいとかいう目標とかあるんですか。

#### **佐々木利博税務課長**

県も収納率を上げたいっていうところもございますので、県でも収納対策のために、県の

ほうで市県民税を持ってある方の滞納者については、県のほうで徴収するというふうな事業も、最近また始められたので、そういうことで、県も県なりに収納率を上げたいというところはあります。

その分については市の分も一緒に収納してもらいますので、市県民税としては収納率は同じです。

県内では、収納率があるかどうかって言われると、どの数字があるかっていうのは把握しておりません。

#### **江副康成委員**

答弁の中で、不納欠損せざるを得なかったところで、外国人、行方不明者という話がありました。

今、マイナンバーカードも外国人に持たせるとかいう話もあったりとか、行方不明でもどこかで所得税とか納めたら個人番号があるじゃないですか。

そのところを名寄せして、そういうアプローチとかはもう既にやっているのか、やろうとしているのか。

そういったところはどうですか。

#### **佐々木利博税務課長**

先ほど言いました所在不明っていうのは、結局、国に帰られたりして、職権消除になってしまうということになりますので、住民票自体がなくなるっていうことで、居場所がもう分からないです。

基本的には外国人でもう帰国される方が多いので、所在がもう不明になってしまうというのが多いです。

#### **江副康成委員**

ということは、行方不明者は外国人のことを言われたということですか。

#### **佐々木利博税務課長**

基本的には外国人が多い——日本人でも職権消除になる方はいらっしゃいますので、そういう方が所在不明という形になります。

#### **江副康成委員**

あと1点。

先ほどから、例えば、スーパーとかコンビニに家庭ごみの不法投棄の話とかあったんですけども、基本的に事業所系のごみは事業所で処理するという建てつけになっているんじゃないかなと、原則のところを確認したかったんです。

事業所に発生したごみ、一般ごみの処理の責務は自治体じゃなくて、事業所が処理すると

いう法の建てつけになっているんじゃないかなと思うんですけど、議論の中で、その辺りがどうなっているのかよく分からなかったもので、確認の意味で聞いています。

#### 鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

一般家庭から排出されるごみと企業系のごみというのは分けられて、企業から排出されるごみについては企業の責任において、企業系のごみとして収集、処理されております。

#### 江副康成委員

今、補足して教えてもらって、その敷地外のところのごみの話ということだったのなら、そちらの話じゃないですけども、ただ、コンビニとかああいうところも家庭ごみは持ち込んじゃいかんとかいう話で、いっぱいされるじゃないですか。恐らく、そういうところの被害とか結構あると思うんです。

先ほどから不法投棄とか、山の中とか、ダミーカメラとかの話もあったけれども、あれはポイ捨てとか、結構田舎のところ、道端とかにいっぱいあったりするんですよね。

そういうときに、コンビニとかスーパーとか、もう監視カメラがばちばちばちばちされて、また警戒されている部分があるじゃないですか。

だから、そういうところと協力して、そういう遵法精神が低い人が、どこでも同じことをやられるんじゃないかなと思うんで、その辺り、本来は家庭で自治体のどこかに持っていかないといけないやつを、そういう事業所に持って行って、そこに非常に迷惑をかけているというところで。

協力して、そういうところの人はきちんと割り出してやるというような、そういう協力体制はできないのかなと思うんですけど。いかがですか。難しいですか。（発言する者なし）

なかなかそういうようなことがないなら、もう結構です。

分かりませんか、もう時間もないので。

家庭ごみは地方自治体が受け入れて基本的には処理するような形になっているじゃないですか。それを家庭ごみとかをスーパーとかコンビニとか、ああいうところに持ち込まれて、事業所さんもういろいろ迷惑かかっている部分もあることはあるんですよ。

目の前で捨てやすいところで山の中に捨てる人と同じように、買物ついでにぼんと置く方もいらっしゃるじゃないですか。それは本来ルール違反です。

そういうルール違反をしている人をあれだけ監視カメラをいっぱいやっていて、いつも着目されているときに心得のある方は、ぜひ市とかも協力するからそういうところを一般人なんだからちゃんとルールに基づいて、廃棄物として出ていたやつは処理しましょうというような取組と一緒にされていったらいいんじゃないかなというような趣旨なんですけど。

言っていること、分かりませんか。（「誰のために」と呼ぶ者あり）

中村直人委員長

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

中村直人委員長

〔発言する者なし〕

暫時休憩します。



中村直人委員長



- 145 -

続きまして、議案乙第28号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

ただいま議題となりました、議案乙第28号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について、主なものにつきまして御説明申し上げます。

資料は269、270ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

款1国民健康保険税につきましては、収入済額は12億8,294万8,397円で前年度決算額と比較して2,037万2,945円、1.6%の減収となっております。

これは被保険者数の減少によるものが主な要因と考えております。

また、節1から節3までの一般被保険者の現年課税分の収入済額につきましては、12億3,248万6,846円で収納率は94.6%となっております。

節4から節6までの滞納繰越分の収入済額につきましては、5,045万4,510円で、収納率は21.77%となっております。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、歳出の療養給付費療養費や高額療養費などの保険給付費を対象とした県からの交付金でございます。

そのうち、過年度分の交付金が1,833万1,066円となっております。

節2特別交付金につきましては、市町の特別な事情による財政負担の増加などに対して交付される特別調整交付金や保険者の経営努力に応じて交付される保険者努力支援制度交付金、事業評価分として県より交付される県繰入金2号分。

市町が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用として交付される特定健康診査等負担金の合計額となっております。

次のページをお願いいたします。

款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち、備考欄の事務費繰入金につきましては、国保事務に関わる人件費や事務費を繰り入れたものでございます。

次の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得世帯に対する国保税の軽減措置等により、不足する税収を補填するための繰入金でございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、出産に伴う出産育児一時金として支払いました経費の3分の2を繰り入れたものでございます。

次の財政安定化支援事業繰入金は国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、

保険者の責めに帰することができない低所得者が多いことによる国保税の減収及び高齢者が多いことによる医療費の増の特別な事情に対し、市町村へ交付される地方財政措置額を繰り入れたものでございます。

特別繰入金につきましては、県国民健康保険広域化等支援基金償還金の財源として繰り入れたものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金につきましては、令和5年度の国保税率の抑制及び標準システム導入経費の財源として基金から繰り入れたものでございます。

款6繰越金につきましては、本会計の令和4年度決算に伴う繰越金でございます。

歳入の説明は以上でございます。

次に277、278ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費までについては国保業務に従事する職員7名分の人件費でございます。

節11役務費につきましては、県の国保連合会にお支払いしました被保険者の資格及び給付情報の管理業務に係る情報集約システム手数料や被保険者の資格異動等の処理業務に係る共同電算処理手数料などでございます。

なお、不用額については手数料の実績が推計を下回ったためでございます。

節12委託料については、制度改正に伴うシステム改修や標準システム導入などに要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。

款2保険給付費でございます。

令和5年度の保険給付費、支出済額は51億7,090万2,298円で前年度の実績と比べ、0.8%の減少となっております。

これは団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数が年々減少しており、令和5年度の被保険者数は1万2,032人で、前年度より267人、2.2%の減少したことが主な要因と考えております。

一方で、1人当たりの医療費につきましては、主要施策成果の説明書にも記載しておりますが、50万468円で前年度と比較して0.8%の増となっており、年々こちらは増加傾向でございます。

それでは、医療諸費のそれぞれについて御説明をいたします。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、被保険者の医療費を現物給付費給付として支給したものでございます。

給付額は前年度と比較して、1.6%の減となっております。

なお、不用額については給付額が推計より下回ったためでございます。

また、療養費の予算不足により、150万6,000円を流用しております。

次のページをお願いいたします。

目3 一般被保険者療養費につきましては、治療用コルセットなどの装具購入に要した経費や、あんま、はり・きゅうの治療等に対し、支給したものでございます。

こちらは前年度と比較して、8.9%の増となっております。

目5 審査支払手数料につきましては、国保連合会で行う診療報酬明細書等の審査及び診療報酬等の支払いに関する事務手数料でございます。

こちらは前年度と比較して0.6%の減となっております。

次に、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費につきましては、被保険者が同月内の医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合に高額療養費として支給したものでございます。前年度と比較して3%の増となっております。

なお、不用額については給付実績が推計より下回ったためでございます。

次のページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金につきましては、被保険者の出産に伴い支出したものでございます。

なお、不用額については給付実績が実績より下回ったためでございます。

次に、款3 国民健康保険事業費納付金で、項1 医療給付費分、項2 後期高齢者支援金等分及び項3 介護納付金分につきましては、保険者が負担する医療費や後期高齢者支援制度に対する支援金などの原資として県に対してそれぞれ納付したものでございます。

毎年の納付金額はその納付金を賄うために必要とする標準保険税率と併せて県が算定し、市町へ通知されるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、節1 報酬から節4 共済費につきましては、集団検診、特定保健指導、また特定健診未受診者への訪問受診勧奨に係る保健師、管理栄養士及び看護師の会計年度任用職員の人件費でございます。

節12 委託料のうち、備考欄の特定健康診査委託料につきましては、40歳から74歳までの被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目し、保健センターと市内の医療機関で行う特定健康診査等に要した経費でございます。

なお、不用額については受診者数が推計どおり伸びなかったためでございます。

次のページをお願いいたします。

款 7 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 国民健康保険基金積立金、節 24 積立金につきましては、令和 4 年度決算に伴う繰越金と過年度分の普通交付金を基金に積み立てたものでございます。

次のページをお願いいたします。

款 8 公債費、項 2 広域化等支援基金償還金、目 1 広域化等支援基金償還金、節 22 償還金、利子及び割引料の広域化等支援基金償還金は平成 29 年度末の累積赤字解消のため、県から 6 億円を借りており、その償還金でございます。

なお、今回の償還で借入金は全て完済となりました。

以上、議案乙第 28 号についての説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

284 ページの目 1 出産育児一時金、備考欄のところの出産一時金で、不用額が出ているのは、見込みより少なかったっていう部分ですか。

これはもともと何人を見込んで、結果何人だったのか、教えていただいてよろしいですか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

毎年 40 件を予定しておりまして、令和 5 年度につきましては、32 件の交付でございました。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

あと、286 ページの特定健康診査等委託料です。

これも見込み数よりも受診者が少なかったという、令和 5 年度から社会保険の対象者に対しても国の方が提携して、健康増進課のほうでハイリスクとかのアプローチとかを始めた年であったはずですね。

その中で結構、従来の国保のほうが減っているのかどうなのか。対象者が何人で受診者が何人だったのか。要は見込みより大きく減っているのか、見込みどおりだけど予算を多く見積っていたのか、その辺の状況がどうなのか。それとコロナとか絡んだ部分で、受診者数の推移とかがどうなっているのか教えてもらっていいですか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長**

例年、特定健診の委託料につきましては、データヘルス計画で健診率の受診率を 60% という目標値がございまして、これには到底及ばないんですけれども、それを目安に約 5,000 人弱の特定健診を受けていただくための予算を計上しております。

しかしながら、実際に保健センターで行う集団健診と市内の医療機関で行う個別健診の合

例年３月補正で決算見込みで落としはしているんですけれども、我々としては受診率が高くなることを願って予算計上しているということもありまして、こういう結果ではございませんけれども、以上が実績でございます。

対象者は何人になっているんですか。

約5,000人弱と今申し上げましたが、正確に言うと4,800人ということにしております。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

議案乙第29号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

執行部の説明を求めます。

まず、歳入について主なものを御説明申し上げます。

– 150 –

また、目2 普通徴収保険料につきましては、納付書及び口座振替等による保険料収納額でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金のうち、備考欄の事務費繰入金は県広域連合の共通経費負担金を繰り入れたものとございます。

また、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分を補填するため、県に4分の3、市4分の1の負担割合で繰り入れたものでございます。

歳入についての説明は以上でございます。

続きまして、301及び302ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費及び項 2 徴収費につきましては、事務及び保険料収納に係る経費でございます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、備考欄に記載の保険料等負担金で、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料のほか、広域連合に対する共通経費負担金や保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを県後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

なお、不用額につきましては納付金のうち、保険料納付額が少なくなったためでございます。

以上、議案乙第29号についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日10月1日は休会、10月2日は午前10時から会議を開きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 0 時 6 分散会

令和 6 年10月 2 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

## 5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第29号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前10時 1 分開会

中村直人委員長

本日の総務常任委員会を開会いたします。



自由討議

中村直人委員長

これより委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、委員間で協議したいことがございましたら発言をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

自由討議を終わります。

それで、先ほど申しましたように、執行部から訂正をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

執行部の入室を待ちますので、暫時休憩いたします。

午前10時 2 分休憩



午前10時4分再開

中村直人委員長

再開いたします。

総括に入ります前に、市民協働課より先日の発言について訂正の申出がございますので、発言を許します。

築地美奈子市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

おはようございます。

9月30日の委員会審査中、永江委員の質問に対する私の答弁の中で誤って申し上げた部分がありました。

まず、市民活動支援補助金の令和4年度の金額を100万円と申し上げておりましたが、正しくは80万円でございます。

次に、同じく市民活動支援補助金の昨年との比較についてお答えした中で、令和4年度に少し多かったと申し上げておりましたが、正しくは令和4年度も令和5年度とほぼ変わらないでございます。

以上、おわびして訂正いたします。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

続きまして……、まだあるのかな。

**原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

おはようございます。

9月30日の委員会の審査中、永江委員の御質問に対する私の答弁の中で、誤って申し上げた部分がありました。

まちづくり一括補助金の交付基準のうち、スポーツ協会の積算に関し、世帯割と申し上げておりましたが、正しくは人口割でございます。

訂正しておわび申し上げます。

申し訳ありませんでした。

**中村直人委員長**

市民協働課は以上ですかね。

それでは、次に発言取消しについてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、環境課井本係長から、9月30日の委員会審査中の発言について、取り消したいとの申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、許可することに決しました。

ただ、内容が分からんね。

若干、内容だけ触れていただけますか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

先日、9月30日に令和5年度一般会計決算認定審査において、池田委員より、監視カメラの設置状況についての御質問をお受けした際、具体的な設置箇所をお答えしておりましたけ





御異議なしと認めます。

よって、議案乙第 29 号令和 5 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定については認定することに決しました。

~~~~~

中村直人委員長

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~

中村直人委員長

以上で、本日の委員会を終わりますが、委員の皆さんだけが残っていただきたいと思いま  
す。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時11分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長                      中    村    直    人

